

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

条 例

○北海道政策評価条例	(政策推進評価課)	一
○住民基本台帳法施行条例	(市町村課)	一四
○北海道水産業・漁村振興条例	(水産林務部企画調整課)	一五
○北海道森林づくり条例	(水産林務部企画調整課)	一七
○札幌医科大学医学部附属病院使用料条例の一部を改正する条例	(総務部総務課)	二〇
○北海道職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二〇
○北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二〇
○北海道職員等の育児休業等に関する条例及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二〇
○北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二二
○北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	二二
○北海道財政調整基金条例の一部を改正する条例	(財政課)	二三
○北海道土地開発基金条例の一部を改正する条例	(管財課)	二三
○北海道税条例等の一部を改正する条例	(税務課)	二三
○北海道北方領土隣接地域振興等基金条例の一部を改正する条例	(北方領土対策本部)	二五
○北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例	(市町村課)	二五
○北海道総合企画部手数料条例の一部を改正する条例	(地域政策課)	二五
○北海道情報通信技術講習推進基金条例の一部を改正する条例	(情報政策課)	二六
○北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例及び北海道立ウタリ総合センター条例の一部を改正する条例	(環境生活部総務課)	二六
○北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例	(環境生活部総務課)	二六
○北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例	(保健福祉部総務課)	二八
○保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	(地域医療課)	二八
○北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例	(地域医療課)	三〇
○北海道立看護学院条例の一部を改正する条例	(地域医療課)	三〇

平成十四年三月二十九日 金曜日

○北海道福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例	(地域福祉課)	三〇
○北海道介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	(介護保険課)	三一
○北海道立女性相談援助センター条例の一部を改正する条例	(児童家庭課)	三一
○北海道苫小牧東部地域開発減価基金条例の一部を改正する条例	(苫東開発課)	三一
○北海道労働審議会条例の一部を改正する条例	(雇用対策課)	三一
○北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例	(人材育成課)	三一
○北海道地方競馬事業経営安定基金条例の一部を改正する条例	(農政課)	三一
○北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例	(水産林務部総務課)	三一
○漁港法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	(漁港漁村課)	三三
○北海道美しい景観のくにづくり条例の一部を改正する条例	(まちづくり推進課)	三三
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例	(公園下水道課)	三四
○北海道立寒地住宅都市研究所条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	三四
○北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例	(企業局工業用水道課)	三四
○学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	(教育局教職員課)	三五
○北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(教育局教職員課)	三五
○北海道美術品取得基金条例の一部を改正する条例	(教育局文化課)	三六
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部会計課)	三六
○北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部警務課)	四一
○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部生活安全企画課)	四一
○北海道有林野事業特別会計条例を廃止する条例	(経営管理課)	四二

公布された条例のあらまし

北海道政策評価条例(条例第一号)

一 趣旨

効果的かつ効率的に行政を推進し、及び道政に関し道民に説明する責任を遂行する上で政策評価が重要であることにかんがみ、政策評価に関し必要な事項を定めることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への反映を図るとともに、政策評価に関する情報を公表することとするため、この条例を制定することとした。

平成十四年三月二十九日 金曜日

二 内容

1 実施機関

知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、地方労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長を実施機関とすることとした（第二条関係）。

2 定義

政策、施策、事務事業、政策評価等の定義を定めることとした（第一条関係）。

3 実施機関の責務

（一）政策の特性に応じた合理的な手法により、政策評価の客観的かつ厳格な実施を図らなければならないこととした（第三条第一項関係）。

（二）政策評価の結果を政策に適切に反映させなければならないこととした（第三条第二項関係）。

（三）政策評価に関する情報を適切に公表しなければならないこととした（第三条第三項関係）。

（四）政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の推進等の措置を講じ、政策評価の充実に努めるものとする（第三条第四項関係）。

4 政策評価（特定政策評価を除く。）に関する基本方針

（一）知事は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、毎年度、政策評価に関する基本方針を定めなければならないこととした（第四条第一項関係）。

（二）政策評価は、中間評価を行うことを原則とするともに、政策の特性に応じて事前評価又は事後評価を併せて行うよう努めなければならないこととした（第四条第三項関係）。

（三）知事は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、実施機関と協議するとともに北海道政策評価委員会の意見を聴かなければならないこととした（第四条第四項関係）。

（四）知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした（第四条第五項関係）。

5 実施機関が行う政策評価

（一）実施機関は、毎年度、基本方針に基づき、基本評価及び分野別評価に関する実施方針を定めなければならないこととした（第五条第一項関係）。

（二）実施機関は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした（第五条第二項関係）。

（三）実施機関は、基本評価及び分野別評価を行うときは、評価調査を作成しなければならないこととした（第七条第一項関係）。

（四）知事は、実施機関が作成した評価調査を公表しなければならないこととした（第七条第三項関係）。

6 知事が行う政策評価

（一）知事は、実施機関が行う政策評価の対象となった政策のうち、道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要があると認めるものについて政策評価を行うものとする（第八条第一項関係）。

（二）知事は、（一）の政策評価を行うに当たっては、あらかじめ、基本方針に基づき、当該政策評価の対象、視点その他必要な事項を定め、遅滞なく、これを公表しなければならないこととした（第八条第二項関係）。

（三）知事は、（一）の政策評価を行うときは、評価調査を作成しなければならないこととした（第十条第一項関係）。

（四）知事は、評価調査を作成したときは、速やかに、これに必要な意見を付して関係する実施機関に通知するとともに、当該評価調査及び意見の内容を公表しなければならないこととした（第十条第二項関係）。

7 特定政策評価

実施機関は、必要があると認めるときは、5及び6の政策評価のほか、特定の政策に関して政策評価を実施するものとする（第十一条関係）。

8 道民参加の推進

（一）道民は、政策評価の制度及び結果その他の政策評価に関する事項について、実施機関に意見を述べるができることとした（第十二条第一項関係）。

（二）実施機関は、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるものとする（第十二条第二項関係）。

（三）実施機関は、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする（第十三条第一項関係）。

（四）実施機関は、毎年度、道民の意見の政策評価への反映状況を公表しなければならないこととした（第十三条第二項関係）。

9 北海道政策評価委員会

政策評価の客観的かつ厳格な実施及び制度の充実を図るため、知事の附属機関として、北海道政策評価委員会を設置することとした（第十四条関係）。

10 議会への報告及び公表

知事は、政策評価の結果に関する報告を議会に提出するとともに、公表するものとする（第二十一条関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

住民基本台帳法施行条例（条例第二号）

一 趣旨

住民基本台帳法の改正に伴い、北海道本人確認情報保護審議会の組織及び運営に必要事項を定めるとともに、情報提供手数料の額を指定情報処理機関が定めることとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 審議会の名称を北海道本人確認情報保護審議会とすることとした（第二条関係）。

2 審議会は委員七人以内で組織することとし、委員は学識経験を有する者のうちから知事が任命することとした（第三条第一項及び第二項関係）。

3 その他審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとこととした（第四条から第七条まで関係）。

4 情報提供手数料の額は、指定情報処理機関が行う本人確認情報の提供に要する費用を本人確認情報の提供が見込まれる件数で除した額を基礎として、指定情報処理機関が定めることとした（第八条関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年八月五日から施行することとした。

北海道水産業・漁村振興条例（条例第三号）

一 趣旨

水産業及び漁村の振興が水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築を図る上で重要であることにかんがみ、水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、道の責務並びに水産業者等及び道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 基本理念

（一）水産業の振興は、水域環境の保全を図りながら、水産資源の持続的な利用及び増大を旨として推進されなければならないこととした（第二条第一項関係）。

（二）水産業の振興は、収益性の高い健全な経営の確立及び組織の育成を旨として推進されなければならないこととした（第二条第二項関係）。

（三）漁村の振興は、自然とのふれあいの場となる等多様な機能を発揮する地域等として漁村が発展するように推進されなければならないこととした（第三条第三項関係）。

2 道の責務

（一）道は、基本理念にのっとり、水産業及び漁村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有することとした（第三条第一項関係）。

（二）道は、水産業及び漁村の振興に関する施策を推進するに当たっては、国及び市

町村と緊密な連携を図らなければならないこととした（第三条第二項関係）。

3 水産業者等の役割

（一）水産業者等は、基本理念にのっとり、相互の協力の下に、その事業活動を行うよう努めるものとする（第四条第一項関係）。

（二）水産業者等は、その事業活動を行うに当たっては、道が実施する水産業及び漁村の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする（第四条第二項関係）。

4 道民等の役割

（一）道民は、基本理念に対する理解を深め、水域環境の保全及び道産の水産物の消費に関し積極的な役割を果たすよう努めるものとする（第五条第一項関係）。

（二）水域において遊漁その他の余暇活動を行う者は、その活動を行う場合には、基本理念にのっとり、漁業生産活動及び水域環境の保全に影響を与えないよう努めるとともに、地域の住民生活に配慮するものとする（第五条第二項関係）。

5 知事は、毎年、議会に、水産業及び漁村の振興に関して講じた施策に関する報告等を提出しなければならないこととした（第六条関係）。

6 道の基本施策

（一）知事は、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、振興推進計画を定めなければならないこととした（第七条関係）。

（二）道は、水産資源の適切な管理等を図るため、水産資源の計画的な漁獲量及び漁獲努力量の管理の推進、遊漁に係る秩序の形成その他の必要な措置を講ずるものとする（第八条関係）。

（三）道は、栽培漁業の推進を図るため、種苗の生産及び放流の促進その他の必要な措置を講ずるものとする（第九条関係）。

（四）道は、水産業の担い手の育成及び確保等を図るため、技術及び経営管理能力の向上、労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする（第十条関係）。

（五）道は、安定的な水産業経営の育成を図るため、事業の共同化及び拡大の促進その他の必要な措置を講ずるものとする（第十一条関係）。

（六）道は、水産業の協同組合組織の経営の安定を図るため、組織及び事業の充実強化その他の必要な措置を講ずるものとする（第十二条関係）。

（七）道は、安全かつ良質な水産物の安定的な供給を図るため、品質管理及び衛生管理の高度化の促進その他の必要な措置を講ずるものとする（第十三条関係）。

平成十四年三月二十九日 金曜日

四

(八) 道は、道産の水産物の競争力の強化を図るため、付加価値の高い製品の開発及び販売の促進その他の必要な措置を講ずるものとする（第十四条関係）。

(九) 道は、水産資源の生育環境の保全及び創造を図るため、道民、水産業者等、行政機関等との協議の下に、水域環境の調査及び改善の推進その他の必要な措置を講ずるものとする（第十五条関係）。

(十) 道は、環境と調和した水産業の展開を図るため、廃棄物の循環的利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする（第十六条関係）。

(十一) 道は、快適で住みよい漁村の構築を図るため、生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする（第十七条関係）。

(十二) 道は、活力のある漁村の構築を図るため、水産業者の自発的な地域活動の促進その他の必要な措置を講ずるものとする（第十八条関係）。

(十三) 道は、水産業及び漁村に対する道民の理解を促進するため、学習の機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする（第十九条関係）。

(十四) 道は、水産業の振興に関する技術の向上を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする（第二十条関係）。

(十五) 道は、水産業及び漁村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする（第二十一条関係）。

7 北海道における水産業及び漁村の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道水産業・漁村振興審議会を置くこととし、北海道水産業振興審議会条例は廃止することとした（第三章、附則第二項関係）。

8 北海道漁業及び水産加工業経営安定条例を廃止することとした（附則第二項関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道森林づくり条例（条例第四号）

一 趣旨

森林づくりが道民の健康で文化的な生活を確保していく上で重要であることにかんがみ、森林づくりに関し、基本理念を定め、道及び森林所有者の責務並びに道民及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 森林づくり、森林の多面的機能、森林所有者及び木材産業等の定義を定めること

とした（第二条関係）。

2 基本理念

(一) 森林づくりは、現在及び将来の世代にわたって森林の恵みを享受できるよう、長期的な展望を持ち地域の特性に応じて、推進されなければならないこととした（第三条第一項関係）。

(二) 森林づくりは、林業及び木材産業等の健全な発展を通じて、たゆみなく推進されなければならないこととした（第三条第二項関係）。

(三) 森林づくりは、道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担による協働により推進されなければならないこととした（第三条第三項関係）。

3 道の責務

(一) 道は、基本理念にのっとり、森林づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有することとした（第四条第一項関係）。

(二) 道は、森林づくりに関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならないこととした（第四条第二項関係）。

4 森林所有者の責務

(一) 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全を図るよう努めなければならないこととした（第五条第一項関係）。

(二) 森林所有者は、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする（第五条第二項関係）。

5 道民の役割

道民は、基本理念に対する理解を深め、地域の森林づくりの活動に積極的に参加するとともに、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする（第六条関係）。

6 事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に十分配慮するとともに、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする（第七条関係）。

7 知事は、毎年、議会に、森林の状況及び森林づくりに関して講じた施策に関する報告を提出しなければならないこととした（第八条関係）。

8 道の基本施策

(一) 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりに関する基本的な計画を定めなければならないこととした（第九条関係）。

(二) 知事は、道民、森林所有者及び事業者がそれぞれの役割に応じて森林づくりを進めるための指針を定めるものとする（第十条関係）。

(三) 道は、地域の特性に応じた森林の整備の推進及び保全の確保のため、造林、保育その他の森林の施業の適切な実施に必要な措置を講ずるものとする（第十一條第一項関係）。

(四) 道は、森林所有者又は事業者による計画的かつ一体的な森林の施業の実施を促進するために必要な措置を講ずるものとする（第十一條第二項関係）。

(五) 道は、特に公益的機能の維持増進が求められ、又は地域の森林の施業の模範となる森林を将来の世代に継承していくため、これらを保全する取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする（第十一條第三項関係）。

(六) 道は、林業の健全な発展を通じた林産物の適切な供給の促進を図るため、生産基盤の整備、林業労働に従事する者の育成及び確保に必要な措置を講ずるものとする（第十二條関係）。

(七) 道は、木材産業等の健全な発展を通じた林産物の適切な供給及び利用の促進を図るため、林産物の新たな需要の開拓その他の必要な措置を講ずるものとする（第十三條関係）。

(八) 道は、森林づくりに対する道民の理解を促進するため、森林とふれあう機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする（第十四條関係）。

(九) 道は、青少年の森林を大切にする心を培うため、学習の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする（第十五條関係）。

(十) 道は、道民又はその組織する団体が自発的に行う森林づくりの活動を促進するため、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする（第十六條関係）。

(十一) 道は、活力のある山村地域の構築に資するため、就業機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする（第十七條関係）。

(十二) 道は、森林づくりに関する技術の向上を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする（第十八條関係）。

(十三) 道は、森林づくりに関する施策を推進するため、道民の意見の把握に努めるとともに、森林の状況に関する調査及び情報の収集を行うものとする（第十九條関係）。

(十四) 道は、道有林野について、公益的機能の維持増進を図るため、計画的かつ適切な管理運営を行うものとする（第二十條関係）。

(十五) 道は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする（第二十一條関係）。

9 北海道における森林づくりを推進するため、知事の附属機関として、北海道森林づくり審議会を置くこととした（第三章関係）。

10 北海道森林づくり審議会の設置に伴い、北海道林業振興審議会条例を廃止するこ

ととした（附則第二項関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二の九の規定は、平成十四年七月一日から施行することとした。

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例の一部を改正する条例（条例第五号）

一 趣旨

札幌医科大学医学部附属病院の患者の家族等のための宿泊施設を利用する者から使用料を徴収することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

宿泊施設の利用に係る使用料の額は、一室一泊につき二千円とすることとした（第三條第三項関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第六号）

一 趣旨

北海道職員の特殊勤務手当について、犬取扱等業務手当の支給範囲の拡大を行うとともに、医学研究調査手当に係る特例措置を延長することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 犬取扱等業務手当の支給範囲に、猫の殺処分作業を加えることとした（第十条の四関係）。

2 医学研究調査手当の額に係る特例措置の期間を平成十七年三月三十一日までに延長することとした（附則第二項関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例（条例第七号）

一 趣旨

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づき教職員の定数を改定することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 道立高等学校の職員の定数を二百二人減員することとした（第二条第八号関係）。

2 道立盲学校、聾学校及び養護学校の職員の定数を三十八人増員することとした（第二条第九号関係）。

3 市町村立の小・中学校及び養護学校の職員の定数を三百五十三人減員することとした（第二条第十一号関係）。

平成十四年三月二十九日 金 曜 日

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道職員等の育児休業等に関する条例及び北海道企業職員の給与の種額及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第八号）

一 趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正にかんがみ、再度の育児休業をすることができるとする特別事情等について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正関係

- (一) 再度の育児休業をすることができるとする特別事情について、父母が交替して育児休業を行う場合を加える等所要の改正を行うこととした（第三条関係）。
- (二) 育児休業の代替要員として任期を定めて採用される職員について任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならないこととした（第五条の二関係）。

2 北海道企業職員の給与の種額及び基準に関する条例の一部改正関係

育児休業の対象となる子の年齢が一歳から三歳に引き上げられたことに伴い、規定の整備を行うこととした（第十六条第二項関係）。

三 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例（条例第九号）

一 趣旨及び内容

商法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十号）

北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）

一 趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正にかんがみ、育児又は介護を行う北海道職員及び北海道学校職員の時間外勤務等の制限を強化するとともに、介護休暇の期間を連続する六月の期間内に延長することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 育児又は介護を行う職員が請求した場合において、一月につき二十四時間、一年

につき百五十時間を超えて時間外勤務をさせてはならないこととした（第九条の二第二項関係）。

2 介護休暇の期間を連続する六月に改めることとした（第十六条第二項関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

基金条例の一部改正

一 趣旨及び内容

基金について、基金に属する現金を歳計現金への繰替え等により運用ができることとするため、次に掲げる条例を制定することとした。

- 1 北海道財政調整基金条例の一部を改正する条例（条例第十一号）
- 2 北海道土地開発基金条例の一部を改正する条例（条例第十二号）
- 3 北海道北方領土隣接地域振興等基金条例の一部を改正する条例（条例第十四号）
- 4 北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例（条例第十五号）
- 5 北海道介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）
- 6 北海道苫小牧東部地域開発減債基金条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）
- 7 北海道地方競馬事業経営安定基金条例の一部を改正する条例（条例第三十号）
- 8 北海道美術品取得基金条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）

二 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道税条例等の一部を改正する条例（条例第十三号）

一 趣旨

地方税法等の改正に伴い個人の道民税について所要の改正を行うとともに、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車税及び自動車取得税の減免措置を講ずることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 個人の道民税

- (一) 道民税の所得割の納税義務者が、所有期間が一年を超える上場株式等（以下「長期所有上場特定株式等」という。）の譲渡をした場合において、長期所有上場特定株式等に係る譲渡所得の金額から百万円（当該譲渡所得の金額が百万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額）を控除する特例の適用期限を平成十七年十二月三十一日まで延長することとした（附則第十二条関係）。

(二) 道民税の所得割の納税義務者が、平成十五年一月一日以後に上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、道民税百分の一

・六の税率により課税することとした（附則第十二条の二関係）。

（三）道民税の所得割の納税義務者が、平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に、所有期間が一年を超える上場株式等（以下「長期所有上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、当該長期所有上場株式等に係る譲渡所得等については、道民税百分の一の税率により課税することとした（附則第十二条の二関係）。

（四）道民税について、所得税において源泉分離課税を選択した株式等に係る譲渡所得等を課税の対象としない措置の期限を平成十四年十二月三十一日までとすることとした（改正条例（平成十一年北海道条例第二十六号）附則第四項関係）。

2 自動車税

地域住民の生活に必要なバス路線維持のため国又は道の補助（現行 国の補助）を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営営する一定の者が所有する特定的一般乗合用のバスに係る自動車税の減免措置を講ずることとした（附則第八条の三関係）。

3 自動車取得税

地域住民の生活に必要なバス路線維持のため道の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営営する一定の者が取得する特定的一般乗合用のバスに係る自動車取得税の減免措置を講ずることとした（附則第九条の二関係）。

4 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日等

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行することとした。ただし、二の2の改正は平成十四年四月一日から、二の1の（四）及び3の改正は公布の日から施行することとした。

2 条例改正に伴う経過措置を講ずることとした。

北海道総合企画部手数料条例の一部を改正する条例（条例第十六号）

一 趣旨

アウトドアガイドの知識及び技術に関する試験の事務に係る手数料について定めることとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

アウトドアガイドの知識及び技術に係る試験の実施事務について、次に掲げる額を徴収することとした。

- 1 基礎分野に係る筆記試験 二、〇〇〇円
- 2 専門分野に係る筆記試験 二、〇〇〇円
- 3 専門分野に係る実技試験 八、〇〇〇円

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道情報通信技術講習推進基金条例の一部を改正する条例（条例第十七号）

一 趣旨及び内容

情報通信技術に関する基礎的な技能の講習の一層の推進を図るよう北海道情報通信技術講習推進基金条例の有効期限を延長するとともに、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて又は一般会計の歳入に繰り入れて運用ができることとするため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例及び北海道立ウタリ総合センター条例の一部を改正する条例（条例第十八号）

一 趣旨及び内容

アイヌという呼称に対する考え方についての社会情勢の変化にかんがみ修学資金の貸付対象の呼称及び道立ウタリ総合センターの名称を変更するとともに、修学資金の貸付期間について所要の改正を行うこととするため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例（条例第十九号）

一 趣旨

建築物における衛生的環境の確保に関する法律の改正等にかんがみ、建築物空気調和用ダクト清掃業者の登録等の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の規定により行う建築物空気調和用ダクト清掃業者及び建築物排水管清掃業者の登録の事務について、三六、九〇〇円の手料を徴収することとした（別表八の二の項及び十の二の項関係）。

2 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の規定により行う第二種特定製品引取業者及び第二種フロン類回収業者の登録の申請等に対する審査の事務について、五、一五〇円の手料を徴収することとした（別表三十四の項から三十八の項まで関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十号）

一 趣旨

温泉法の改正等にかんがみ、温泉成分分析を行う者の登録及び薬種商販売業の試験

平成十四年三月二十九日 金曜日

の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 温泉法の規定により行う温泉成分分析を行う者の登録の申請に対する審査事務について、五〇、〇〇〇円の手数料を徴収することとした（別表四十四の二の項関係）。

2 薬事法の規定により行う薬種商販売業に係る試験の実施事務について、二〇、〇〇〇円の手数料を徴収することとした（別表百四十九の二の項関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第二十一号）

一 趣旨及び内容

保健婦助産婦看護婦法の改正に伴い、次の条例について規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

1 北海道職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十五号）

2 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年北海道条例第六十六号）

3 北海道保健福祉部手数料条例（平成十二年北海道条例第七号）

4 北海道准看護婦試験委員条例（昭和二十八年北海道条例第一百七十七号）

5 北海道立衛生学院条例（昭和三十六年北海道条例第六十三号）

6 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和三十六年北海道条例第八十四号）

7 北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和三十八年北海道条例第十九号）

8 北海道立看護学院条例（昭和四十五年北海道条例第六十四号）

9 北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例（昭和四十六年北海道条例第四十二号）

10 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十八号）

二 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例（条例第二十二号）

一 趣旨

保健婦助産婦看護婦法の改正にかんがみ道立衛生学院の学科の名称を変更するとともに、入学料の額を改定することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

八

1 道立衛生学院の学科の名称を変更することとした（第三条関係）。

2 道立衛生学院の入学料の額を三千三百三十円から三千三百九十円に引き上げることとした（第六条第二項関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）

一 趣旨

保健婦助産婦看護婦法の改正にかんがみ道立看護学院の学科の名称を変更するとともに、入学料の額を改定することとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 道立看護学院の学科の名称を変更することとした（第二条の二関係）。

2 道立看護学院の入学料の額を三千三百三十円から三千三百九十円に引き上げることとした（第三条第二項関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例（条例第二十四号）

一 趣旨

近年における情報化の急速な進展にかんがみ、障害者、高齢者等が情報を円滑に利用できる福祉のまちづくりの推進に関し道の基本的施策等について定めることとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 道民一人一人が地域社会を構成する一員として尊重され、安全で快適に生活できる社会を実現する上で、障害者、高齢者等が情報を円滑に利用できる福祉のまちづくりを進めていくことが重要である旨記述することとした（前文関係）。

2 道は、道政に関する情報の提供を行うに当たっては、障害者、高齢者等が当該情報を円滑に利用できるよう、情報伝達手段の充実に努めるものとする（第三条第四項関係）。

3 道は、障害者、高齢者等が情報を円滑に利用し、及びその意思を表示することに資するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする（第十一条の二関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道立女性相談援助センター条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）

一 趣旨及び内容

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の制定にかんがみ、道立女性相談援助センターを配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有する施設とすることとするため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道労働審議会条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）

一 趣旨

行政運営の簡素効率化の推進に資するよう、北海道職業能力開発審議会を北海道労働審議会に統合することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 審議会は、職業能力開発促進法第九十一条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関とすることとした（第一条第二項関係）。

2 審議会に、職業能力開発部会を置くこととした（第五条第一項関係）。

3 北海道職業能力開発審議会条例を廃止することとした（附則第二項関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）

一 趣旨

道立高等技術専門学院の運営体制の充実に資するよう、学院の普通課程において入学検定料、入学料及び授業料を徴収することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 普通課程に入学しようとする者から入学検定料を、普通課程の入学者から入学料を、普通課程の学生から授業料を徴収することとした（第四条第一項関係）。

2 入学検定料の額は二千二百円と、入学料の額は五千六百五十円と、授業料の額は年額十一万六千六百円とすることとした（第四条第二項関係）。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料を減免することができることとした（第五条関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十五年四月一日から施行することとした。

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十一号）

一 趣旨

小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令等の改正にかんがみ、小型漁船の総トン数の測度の事務に係る手数料について定めることとし、併せて規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

小型漁船の総トン数の測度に関する政令の規定により行う小型漁船の総トン数の測度の事務について、次に掲げる額の手数料を徴収することとした（別表三十の項関係）。

1 総トン数三トン未満の漁船の測度 一隻につき一四、〇〇〇円

2 総トン数三トン以上五トン未満の漁船の測度

(一) 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合 一隻につき一九、〇〇〇円

(二) その他の場合 一隻につき一四、〇〇〇円

3 総トン数五トン以上の漁船の測度

(一) 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合 一隻につき三七、〇〇〇円

(二) その他の場合 一隻につき二六、〇〇〇円

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

漁港法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第三十二号）

一 趣旨及び内容

漁港法の改正に伴い、次の条例について規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

1 北海道漁港管理条例（昭和三十二年北海道条例第三十一号）

2 北海道漁港土砂採取料等徴収条例（平成十二年北海道条例第二十二号）

3 北海道沿岸水域の工事取締条例（昭和二十四年北海道条例第七十四号）

4 北海道海域使用料等徴収条例（平成十二年北海道条例第二十八号）

二 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道美しい景観のくにつくり条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）

一 趣旨及び内容

景観行政の一体的推進に資するよう、北海道屋外広告物審議会を北海道美しい景観のくにつくり審議会に統合することとするため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第三十四号）

一 趣旨及び内容

道立都市公園の管理を普通地方公共団体が出資している法人に委託することができることとするため、この条例を制定することとした。

平成十四年三月二十九日 金 曜 日

二 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道立寒地住宅都市研究所条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）

一 趣旨

道立寒地住宅都市研究所の業務内容の拡充を図るとともにその名称及び位置を変更し、併せて使用料及び手数料の額を改定することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 北方地域における建築及びまちづくりに関する総合的な研究、調査等を行い、道民生活の向上に寄与することを目的として、研究所の名称を北海道立北方建築総合研究所に、位置を旭川市に改めることとした（第一条及び第二条関係）。

2 北方建築総合研究所が行う事業について、次のとおりとすることとした（第三条関係）。

- (一) 建築及びまちづくりに関する研究及び調査
- (二) 建築及びまちづくりに関する研究及び調査の成果の普及
- (三) 建築及びまちづくりに関する支援
- (四) 建築及びまちづくりに関する依頼による試験、調査及び指導
- (五) 建築基準法第六十八条の二十六第三項に規定する構造方法等の認定のための審査に必要な評価
- (六) その他設置の目的を達成するために必要な事業

3 新たな実験室及び機械器具の整備に伴い、使用料の額を改定した（第四条関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）

一 趣旨

苫小牧地区第一工業用水道に係る工業用水の料金を改定することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

苫小牧地区第一工業用水道の給水料金の料率を、一立方メートルにつき、基本料金にあつては十四円から十五円五十銭に、特定料金にあつては十七円五十銭から十九円四十銭に、超過料金にあつては二十一円から二十三円三十銭にそれぞれ引き上げることとした（別表関係）。

三 施行期日

一〇

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第三十七号）

一 趣旨及び内容

学校教育法の改正に伴い、次の条例について規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

- 1 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成十年北海道条例第二十一号）
- 2 北海道学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十八号）
- 3 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年北海道条例第七十九号）
- 4 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年北海道条例第六十一号）

二 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十号）

一 趣旨

道路交通法の改正等にかんがみ、運転免許試験等の事務に係る手数料について所要の改正を行うとともに、自動車運転代行業の認定の事務等に係る手数料について定めることとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 道路交通法の規定により行う次に掲げる事務について、それぞれ次に掲げる額の手数料を徴収することとするとともに、所要の改正を行うこととした（別表第一の五十四の項、五十四の項の二、五十八の項の二、六十一の項、六十三の項、六十三の項の二、六十五の項、六十八の項の二、六十八の項の三及び六十八の項の四、別表第二関係）。

- (一) 大型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 二、五五〇円
- (二) 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 四、三〇〇円
- (三) 免許証の更新に係る経由 六〇〇円
- (四) 運転経歴証明書の交付 一、〇〇〇円
- (五) 特定任意高齢者講習 一時間につき二、〇五〇円（当該講習が加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対するものである場合 一、四〇〇円）
- (六) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていると認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うための講習 二、七五〇円

(七) 積雪又は凍結のある道路において運転するために必要な技能及び知識を習熟させるための講習 一、七〇〇円（公安委員会が届出をした自動車教習所における

自動車の運転に関する技能の講習と認める場合 九〇〇円）

2 自動車代行業の業務の適正化に関する法律の規定により行う次に掲げる事務について、それぞれ次に掲げる額の手数料を徴収することとした（別表第一の七十二、七十三、七十四関係）。

(一) 自動車運転代行業の認定の申請に対する審査 一六、〇〇〇円

(二) 自動車運転代行業の認定証の再交付 一、九〇〇円

(三) 自動車運転代行業の認定証の書換え 二、一〇〇円

三 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、平成十四年六月一日から施行することとした。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）

一 趣旨

地方警察職員である警察官の定員及び階級別定員を改定することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 警察官の定員及びその階級別定員並びに合計の定員を改定することとした（第二条第一項関係）。

2 第二条第一項に定める定員を平成十九年三月三十一日までの間は、警視四一八人、警部七四一人、警部補及び巡查部長五、四七四人、巡查二、八六一人、警察官計九五〇四人、事務吏員・技術吏員・その他の職員一、三六三人、合計一〇、八六七人とするものとした（附則第四項関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十二号）

一 趣旨

本道における粗暴行為等が増加している状況にかんがみ、これらの行為に係る罰則を引き上げることとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 第二条第一項第二号（卑わいな言動）又は第六条（ダフヤ行為）の規定のいずれかに違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処することとした（第十条第一項関係）。

2 常習として、第二条第一項第二号（卑わいな言動）又は第六条（ダフヤ行為）の規定のいずれかに違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処することとした。

ととした（第十条第二項関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月十五日から施行することとした。

北海道有林野事業特別会計条例を廃止する条例（条例第四十三号）

一 趣旨

道有林野事業の現況にかんがみ、公益性を全面的に重視した森林整備を図ることとしたことから、道有林野事業の会計方式を変更することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

北海道有林野事業特別会計条例を廃止することとした。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

条 例

北海道政策評価条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達 也

北海道条例第一号

北海道政策評価条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 政策評価に関する基本方針（第四条）

第三章 実施機関が行う政策評価（第五条―第七条）

第四章 知事が行う政策評価（第八条―第十条）

第五章 特定政策評価（第十一条）

第六章 道民参加の推進（第十二条―第十三条）

第七章 北海道政策評価委員会（第十四条―第二十條）

第八章 雑則（第二十一条―第二十二条）

附則

行政においては、政策の客観的な評価は困難であると永らく考えられてきた。平成九年、道は、このような既成の意識を乗り越え、時代の変化を踏まえた施策の再評価を行うことを目的とする時のアセスメントを実施し、この制度は、我が国の行政における政策評価導入の

平成十四年三月二十九日

金曜日

一一

先駆けとなった。

さらに、道は、時のアセスメントの精神を道政全般に拡大し、すべての政策を対象に客観的かつ厳格な評価を行うことを目的に、政策アセスメント制度の研究開発と導入を進めてきた。

道民から負託された道政を効果的かつ効率的に運営していくためには、政策の合理的な選択と質の向上を図り、限りある財源、人員等を効果的に配分するとともに、道民の行政への参加意識の高揚にこたえ、その信頼を得ていくためには、道政について、その透明性を高め、道民に説明する責任を果たしていかなければならない。

このような考え方に立って、時のアセスメントから政策アセスメントへと歩んできた政策評価制度の体系化を図り、道政運営の基本的制度として、企画立案し、実施し、評価するという政策のマネジメントサイクルを確立することにより、時代の変化や道民の期待に的確に対応できる行政を実現するため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、政策評価に関し必要な事項を定めることにより、政策評価の客観的かつ厳格な実施を推進しその結果の政策への反映を図るとともに、政策評価に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に寄与するとともに、道政に関し道民に説明する責任を遂行することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、地方労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び警察本部長をいう。

二 政策 実施機関が、その所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画立案し、又は実施する行政上の一連の活動をいう。

三 施策 政策のうち、一定の行政目的を実現するための基本的な方針に基づく具体的な行政目的の実現を目標とする方策、対策等であつて、複数の事務事業で構成されるものをいう。

四 事務事業 政策のうち、施策の目的の実現を目標とし、個別の予算、一定の人員等から構成される行政上の活動であつて、基礎的な単位となるものをいう。

五 政策評価 政策について、適時に、その効果を把握し、これを基礎として、必要性、有効性又は効率性の視点その他当該政策の特性に応じて必要な視点から点検、検証等を行うことをいう。

六 基本評価 施策に関して行う政策評価及び事務事業に関して行う政策評価をいう。

七 分野別評価 基本評価を補完するため、特定の分野に関して行う政策評価であつて、別表に定めるものをいう。

(実施機関の責務)

第三条 実施機関は、指標の設定、学識経験を有する者の知見の活用その他政策の特性に応じた合理的な手法により、政策評価の客観的かつ厳格な実施を図らなければならない。

二 実施機関は、政策評価の結果を政策に適切に反映させなければならない。

三 実施機関は、政策評価に関する情報を適切に公表しなければならない。

四 実施機関は、政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の推進、政策評価に従事する職員の資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じ、政策評価の充実に努めるものとする。

第二章 政策評価に関する基本方針

第四条 知事は、政策評価(第五章に定める特定政策評価を除く。以下この条において同じ。)の計画的かつ着実な推進を図るため、毎年度、法令で定める権限の範囲内において、政策評価に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

二 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 政策評価の実施に関する基本的な方針

二 政策評価の対象に関する事項

三 政策評価の視点に関する事項

四 政策評価の時点に関する事項

五 政策評価の方法に関する事項

六 北海道政策評価委員会の運営に関する事項

七 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

八 政策評価に関する情報の公表に関する事項

九 政策評価の充実のために必要な措置に関する事項

十 その他政策評価の実施に関し必要な事項

三 知事は、前項第四号に掲げる政策評価の時点に関する事項を定めるに当たっては、中間評価(政策の実施途中の時点における政策評価をいう。)を行うことを原則とするとともに、政策の特性に応じて、事前評価(政策の実施前の時点における政策評価をいう。)又は事後評価(政策の実施後の時点における政策評価をいう。)を併せて行うこととするよう努めなければならない。

四 知事は、基本方針を定めるときは、あらかじめ、実施機関と協議するとともに、北海道政策評価委員会の意見を聴かなければならない。

五 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを実施機関に通知するとともに、公表しなければならない。

第三章 実施機関が行う政策評価

(実施方針)

第五条 実施機関は、毎年度、基本方針に基づき、政策評価（基本評価及び分野別評価に限る。以下この章及び次章において同じ。）に関する実施方針（以下「実施方針」という。）を定めなければならない。

2 実施機関は、実施方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施機関が行う政策評価の実施)

第六条 実施機関は、実施方針に基づき、政策評価を自ら行わなければならない。

(評価調査の作成、公表等)

第七条 実施機関は、政策評価を行うときは、評価調査を作成しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により評価調査を作成したときは、速やかに、これを知事通知しなければならない。

3 知事は、前項の規定により通知された評価調査を公表しなければならない。

第四章 知事が行う政策評価

(知事が行う政策評価の実施)

第八条 知事は、法令で定める権限の範囲内において、第六条の規定により実施機関が政策評価を行った政策のうち、道政の統一性を確保し、又は総合的な推進を図る観点から必要があると認めるものについて政策評価を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により政策評価を行うに当たっては、あらかじめ、基本方針に基づき、当該政策評価の対象、視点その他必要な事項を定め、遅滞なく、これを実施機関に通知するとともに、公表しなければならない。

(資料提出及び説明の要求)

第九条 知事は、前条第一項の規定により政策評価を行うため、必要な範囲内において、実施機関に資料の提出及び説明を求めるものとする。

(評価調査の作成、公表等)

第十条 知事は、第八条第一項の規定により政策評価を行うときは、評価調査を作成しなければならない。

2 知事は、前項の規定により評価調査を作成したときは、速やかに、これに必要な意見を付して関係する実施機関に通知するとともに、当該評価調査及び意見の内容を公表しなければならない。

第五章 特定政策評価

第十一条 実施機関は、必要があると認めるときは、前二章に定める政策評価のほか、特定の政策に関して行う政策評価（以下「特定政策評価」という。）を実施するものとする。

2 実施機関は、特定政策評価を行うに当たっては、あらかじめ、当該特定政策評価の実施に関する基本的な方針、対象、視点その他必要な事項を定めるとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 実施機関は、特定政策評価を行うときは、評価調査を作成しなければならない。

4 実施機関は、前項の規定により評価調査を作成したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

第六章 道民参加の推進

(道民の意見)

第十二条 道民は、政策評価の制度及び結果その他の政策評価に関する事項について、実施機関に意見を述べることができる。

2 実施機関は、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるものとする。

(道民の意見の政策評価への反映)

第十三条 実施機関は、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする。

2 実施機関は、毎年度、道民の意見の政策評価への反映状況を公表しなければならない。

第七章 北海道政策評価委員会

(設置)

第十四条 政策評価の客観的かつ厳格な実施及び制度の充実を図るため、知事の附属機関として、北海道政策評価委員会（以下「政策評価委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第十五条 政策評価委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

一 実施機関の諮問に応じ、政策評価の実施及び制度に関する事項について調査審議すること。

二 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 政策評価委員会は、政策評価の制度の在り方について知事に意見を述べることができる。

(組織)

第十六条 政策評価委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、道政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第十七条 政策評価委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、政策評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(参与)

第十八条 政策評価委員会に参与を置くことができる。

2 参与は、知事が任命する。

平成十四年三月二十九日 金曜日

一四

3 参与は、調査審議に参画する。
(専門委員会)

第十九条 政策評価委員会に、規則で定めるところにより、専門委員会を置く。
(委任)

第二十条 この章に定めるもののほか、政策評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第八章 雑則

(議会への報告及び公表)

第二十一条 知事は、毎年度、政策評価(特定政策評価を除く。)の結果に関する報告を議会に提出するとともに、公表するものとする。

2 実施機関は、適時に、特定政策評価の結果に関する報告を議会に提出するとともに、公表するものとする。

(実施機関への委任)

第二十二条 この条例(前章を除く。)の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 知事は、この条例の施行後三年を経過した場合において、政策評価の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表(第二条関係)

名称	内容	実施機関
公共事業評価	公共事業のうち、基本方針で定める一定の要件に合致するものについて行う政策評価	知事
関与団体点検評価	道が出資、補助等を行っている団体のうち、基本方針で定める一定の要件に合致するものについて行う政策評価	知事、教育委員会、公安委員会及び公営企業管理者
研究評価	道立の試験研究機関における研究課題、研究開発活動等について行う政策評価	知事
支庁事業評価	支庁が自ら企画立案し、及び実施する事業のうち、基本方針で定める一定の	知事

公共施設評価	要件に合致するものについて行う政策評価	知事及び教育委員会
公共施設評価	広く道民の利用に供するために道が設置する公の施設のうち、基本方針で定める一定の要件に合致するものについて行う政策評価	

住民基本台帳法施行条例をここに公布する。
平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第二号

住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号。以下「法」という。)の規定に基づき、法第三十条の五第一項の本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)の保護及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(北海道本人確認情報保護審議会)

第二条 法第三十条の九第一項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会(以下「審議会」という。)の名称は、北海道本人確認情報保護審議会とする。

第三条 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第四条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第六条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様と

する。

第七条 第二条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

（情報提供手数料）

第八条 法第三十条の十第五項の規定による情報提供手数料の額は、同条第一項に規定する者（以下「指定情報処理機関」という。）が行う法第三十条の七第三項の規定による本人確認情報の提供（以下「本人確認情報の提供」という。）に要する費用を本人確認情報の提供が見込まれる件数で除した額を基礎として、指定情報処理機関が定める。

附則

この条例は、平成十四年八月五日から施行する。

北海道水産業・漁村振興条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第三号

北海道水産業・漁村振興条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策（第七条―第二十一条）

第三章 北海道水産業・漁村振興審議会（第二十二条―第二十九条）

附則

北海道は、四方を海に囲まれ、豊富な水産資源、緑豊かな森林、多くの流域などを有し、この恵みの下に、沿岸地域では、漁業や水産加工業を中心として産業が発展し、漁村が形成され、人々は海と深くかわりながら暮らしを営み、個性ある北の文化をはぐくんできた。

北海道の水産業は安全かつ良質な水産物を道内のみならず広く全国に供給し、漁村は漁業生産の場のみならず余暇活動の場となるなどして、私たちの健康で豊かな生活の実現に大きく貢献するとともに、北海道の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近時の新たな国際海洋秩序の定着や水産物の輸入の増加など水産業を取り巻く情勢が大きく変化する中で、漁場を外に向けて拡大してきた北海道の水産業は後退を余儀なくされ、漁業生産や担い手が減少するなど、このままでは水産業や漁村の安定的な発展が危ぶまれている。

一方、今日、世界の水産物の需給動向を背景とした将来の我が国の水産物の安定確保の問題や人々のライフスタイルの変化などにより、水産物の安定供給という水産業の機能や漁村の多様な役割への期待が高まっている。

こうした状況の中で、北海道の水産業が我が国の水産物の供給において重要な役割を果たすとともに、漁村が多様な役割を担っていくためには、本道周辺水域を活用した水産資源の管理や増大を図り、創意と工夫に富む経営の実践や付加価値の高い製品づくりを進めるとともに、住む人のみならず訪れる人にとっても快適で潤いのある地域づくりなどに努めなければならない。

このような考え方に立って、希望と活力にあふれた水産業や漁村を構築し、次代に引き継いでいくため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに水産業者及び水産業の関係団体（以下「水産業者等」という。）並びに道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 水産業の振興は、本道が国内の水産物の供給の拠点として、将来にわたって、安全かつ良質な水産物を安定的に供給できるよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の持続的な利用及び増大を旨として推進されなければならない。

2 水産業の振興は、水産業が地域の経済社会を支え、その活性化に貢献する活力のある産業として発展するよう、収益性の高い健全な経営の確立及び組織の育成を旨として推進されなければならない。

3 漁村の振興は、漁村が水産業の健全な発展の基盤としての役割を果たすとともに、自然とのふれあいの場となる等多様な機能を発揮する地域として発展するよう推進されなければならない。

（道の責務）

第三条 道は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、水産業及び漁村の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、水産業及び漁村の振興に関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

（水産業者等の役割）

第四条 水産業者等は、基本理念にのっとり、相互の協力の下に、その事業活動を行うよう努めるものとする。

2 水産業者等は、その事業活動を行うに当たっては、道が実施する水産業及び漁村の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（道民等の役割）

平成十四年三月二十九日

金曜日

一六

第五条 道民は、基本理念に対する理解を深め、水域環境の保全及び道産の水産物の消費に
関し積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 水域において遊漁その他の余暇活動を行う者は、その活動を行う場合には、基本理念に
のっとり、漁業生産活動及び水域環境の保全に影響を与えないよう努めるとともに、地域
の住民生活に配慮するものとする。

(年次報告)

第六条 知事は、毎年、議会に、水産業及び漁村の動向並びに水産業及び漁村の振興に関し
て講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第二章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

(振興推進計画)

第七条 知事は、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、
水産業及び漁村の振興の推進に関する計画(以下「振興推進計画」という。)を定めなけれ
ばならない。

2 振興推進計画は、水産業及び漁村の振興に関する施策の基本的事項について定めるもの
とする。

3 振興推進計画は、北海道における漁業生産の目標その他の水産業及び漁村の振興に関す
る適切な目標について定めるものとする。

4 知事は、振興推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映すること
ができるよう必要な措置を講じなければならない。

5 知事は、振興推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道水産業・漁村振興審
議会の意見を聴かなければならない。

6 知事は、振興推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
7 前三項の規定は、振興推進計画の変更について準用する。

(水産資源の適切な管理等)

第八条 道は、水産資源の適切な管理を図るため、水産資源の評価に基づく計画的な漁獲量
及び漁獲努力量の管理の推進、水産資源を共有する諸外国との交流の促進その他の必要な
措置を講ずるものとする。

2 道は、水産資源の秩序ある利用を図るため、漁場に見合った操業体制の構築、遊漁に係
る秩序の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(栽培漁業の推進)

第九条 道は、栽培漁業の推進を図るため、増殖場及び養殖場の整備及び開発、種苗の生産
及び放流の促進、放流した水産資源の保護及び利用者の負担等利用に係る体制の確立その
他の必要な措置を講ずるものとする。

(担い手の育成及び確保等)

第十条 道は、水産業の担い手の育成及び確保を図るため、水産業者の漁業又は加工の技術

及び経営管理能力の向上、新たに漁業に就業しようとする者の受入体制の整備その他の必
要な措置を講ずるものとする。

2 道は、女性及び高齢者の水産業への従事及び水産業に関連する活動の促進を図るため、
労働環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安定的な水産業経営の育成)

第十一条 道は、安定的な水産業経営の育成を図るため、資本装備の高度化、事業の共同化
及び拡大の促進、地域の水産物の活用に関する漁業及び水産加工業の連携の促進その他の
必要な措置を講ずるものとする。

(協同組合組織の経営の安定)

第十二条 道は、水産業の協同組合組織の経営の安定を図るため、組織及び事業の充実強化、
合併等再編の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安全かつ良質な水産物の安定的な供給)

第十三条 道は、安全かつ良質な水産物の安定的な供給を図るため、品質管理及び衛生管理
の高度化の促進、漁港及び流通加工施設の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産物の競争力の強化)

第十四条 道は、輸入される水産物等に対する道産の水産物の競争力の強化を図るため、付
加価値の高い製品の開発及び販売の促進、普及宣伝の強化、流通の効率化の促進その他の
必要な措置を講ずるものとする。

(水産資源の生育環境の保全及び創造)

第十五条 道は、水産資源の生育環境の保全及び創造を図るため、道民、水産業者等、行政
機関等との協議の下に、水域環境の調査及び改善の推進、森林の整備その他の必要な措置
を講ずるものとする。

(環境と調和した水産業の展開)

第十六条 道は、環境と調和した水産業の展開を図るため、事業活動に伴う廃棄物の循環的
利用の促進、漁業と野生動物との共生に関する取組の促進その他の必要な措置を講ずるも
のとする。

(快適で住みよい漁村の構築)

第十七条 道は、快適で住みよい漁村の構築を図るため、景観の保全に配慮した水産業の基
盤の整備、生活環境の整備、災害の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活力のある漁村の構築)

第十八条 道は、活力のある漁村の構築を図るため、水産業者の自発的な地域活動の促進、
都市と漁村との交流の促進、余暇活動に係る水域及び漁港施設等の利用の秩序の形成その
他の必要な措置を講ずるものとする。

(道民の理解の促進)

第十九条 道は、水産業及び漁村に対する道民の理解を促進するため、情報の提供、学習の

機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産業の振興に関する技術の向上)

第二十条 道は、水産業の振興に関する技術の向上を図るため、道、大学、民間その他試験研究機関の連携の強化、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 道は、水産業及び漁村の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 北海道水産業・漁村振興審議会

(設置)

第二十二条 北海道における水産業及び漁村の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道水産業・漁村振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第二十三条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 知事の諮問に応じ、水産業及び漁村の振興に関する重要事項を調査審議すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、水産業及び漁村の振興に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第二十四条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第二十五条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 水産業の関係団体の役職員
- 三 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第二十六条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十七条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第二十八条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第二十九条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - 一 北海道水産業振興審議会条例(昭和五十六年北海道条例第三号)
 - 二 北海道漁業及び水産加工業経営安定条例(昭和六十一年北海道条例第三十一号)

北海道森林づくり条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第四号

北海道森林づくり条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 森林づくりに関する基本的施策(第九条―第二十一条)

第三章 北海道森林づくり審議会(第二十二条―第二十九条)

附則

我が国の森林面積のおよそ四分の一を占める北海道の森林は、えぞまつやみずならに代表される天然林やからまつなどの人工林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、野生生物の生息の場となるとともに二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役

平成十四年三月二十九日 金曜日

一八

割を果たしており、私たちにとってかけがえのない貴重な財産となっている。

また、私たちは、森林から供給される木材を、工夫を凝らし愛着を持って、様々な形で暮らしに活かす木の文化に親しみ、そのぬくもりの中で潤いのある生活を営んできた。

しかしながら、これまで森林には、木材を供給する役割に重きが置かれてきたため、徐々に貴重な天然林資源が減少し、その豊かさが損なわれてきた面もあった。

加えて、林産物の供給などを通じて森林を支えてきた林業及び木材産業等は、輸入木材の増加などの厳しい情勢から事業活動が停滞しており、このままでは、森林の整備や保全に支障を来して、森林の多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

私たちは、改めて森林がもたらしてきた計り知れない恵みを思い起こし、その機能を持続的に発揮させるため、林業活動等の活発化や山村地域の活性化を図りながら、協働して、北海道にふさわしい豊かな生態系をはぐくむ森林を守り、育て、将来の世代に引き継がなければならない。

また、このような森林づくりを通じて、環境への負荷の少ない循環型社会の形成や北海道らしい景観づくりにも貢献していく必要がある。

このような考え方に立って、百年先を見据えた森林づくりを進めていくため、道民の総意としてこの条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、森林づくりに関し、基本理念を定め、並びに道及び森林所有者の責務並びに道民及び事業者の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 森林づくり 森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、又は育てることをいう。

二 森林の多面的機能 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。

三 森林所有者 道内に所在する森林の所有者(国及び市町村を除く。)をいう。

四 木材産業等 木材産業その他の林産物の流通又は加工の事業をいう。

(基本理念)

第三条 森林づくりは、現在及び将来の世代にわたって森林の恵み享受できるよう、長期的な展望を持ち地域の特性に応じて、推進されなければならない。

2 森林づくりは、林業及び木材産業等の健全な発展を通じて、たゆみなく推進されなければならない。

ばならない。

3 森林づくりは、道民、森林所有者、事業者及び道の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。

(道の責務)

第四条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、森林づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、森林づくりに関する施策を推進するに当たっては、国及び市町村と緊密な連携を図らなければならない。

(森林所有者の責務)

第五条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全を図るよう努めなければならない。

2 森林所有者は、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(道民の役割)

第六条 道民は、基本理念に対する理解を深め、地域の森林づくりの活動に積極的に参加するとともに、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、森林の多面的機能の確保に十分配慮するとともに、道が実施する森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 知事は、毎年、議会に、森林の状況及び森林づくりに関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

第二章 森林づくりに関する基本的施策

(森林づくりに関する基本的な計画)

第九条 知事は、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりに関する基本的な計画(以下「計画」という。)を定めなければならない。

2 計画は、森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項について定めるものとする。

3 計画は、北海道環境基本条例(平成八年北海道条例第三十七号)第十条に定める環境基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 計画は、水産業及び景観づくりに配慮したものでなければならない。

5 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

6 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道森林づくり審議会の意見を聴かなければならない。

7 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 前三項の規定は、計画の変更について準用する。

(森林づくりを進めるための指針)

第十條 知事は、道民、森林所有者及び事業者がそれぞれの役割に応じて森林づくりを進めるための指針(以下「指針」という。)を定めるものとする。

2 知事は、指針を定めるに当たっては、道民、森林所有者及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 道は、指針の普及に努めるとともに、これに基づく森林づくりの取組を促進するものとする。

(森林の整備の推進及び保全の確保)

第十一條 道は、地域の特性に応じた森林の整備の推進及び保全の確保のため、造林、保育その他の森林の施業の適切な実施に必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、森林所有者又は森林組合その他の事業者による計画的かつ一体的な森林の施業の実施を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、特に公益的機能の維持増進が求められ、又は地域の森林の施業の模範となる森林を将来の世代に継承していくため、これらを保全する取組に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(林業の健全な発展)

第十二條 道は、林業の健全な発展を通じた林産物の適切な供給の促進を図るため、林業生産組織の活動の促進、生産基盤の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、道は、林業労働に従事する者の福祉の向上、育成及び確保に必要な措置を講ずるものとする。

(木材産業等の健全な発展)

第十三條 道は、木材産業等の健全な発展を通じた林産物の適切な供給及び利用の促進を図るため、林産物の新たな需要の開拓、木材産業等の体質強化その他の必要な措置を講ずるものとする。

(道民の理解の促進)

第十四條 道は、森林づくりに対する道民の理解を促進するため、情報の提供、森林とふれあう機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(青少年の学習の機会の確保)

第十五條 道は、青少年の森林を大切にすることを培うため、学習の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

(道民等の自発的な活動の促進)

第十六條 道は、道民又はその組織する団体が自発的に行う森林づくりの活動を促進するため、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(山村地域における就業機会の確保等)

第十七條 道は、活力のある山村地域の構築に資するため、山村地域における就業機会の確保、生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林づくりに関する技術の向上)

第十八條 道は、森林づくりに関する技術の向上を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(道民の意見の把握等)

第十九條 道は、森林づくりに関する施策を推進するため、道民の意見の把握に努めるとともに、森林の状況に関する調査及び情報の収集を行うものとする。

(道有林野の管理運営)

第二十條 道は、道有林野について、公益的機能の維持増進を図るため、計画的かつ適切な管理運営を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十一條 道は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 北海道森林づくり審議会

(設置)

第二十二條 北海道における森林づくりを推進するため、知事の附属機関として、北海道森林づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第二十三條 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

一 知事の諮問に応じ、森林づくりの推進に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、森林づくりの推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第二十四條 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

(委員及び特別委員)

第二十五條 委員及び特別委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

平成十四年三月二十九日 金曜日

二〇

る。

(会長及び副会長)

第二十六条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第二十七条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第二十八条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第二十九条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、平成十四年七月一日から施行する。

2 北海道林業振興審議会条例(昭和五十六年北海道条例第四号)は、廃止する。

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第五号

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例の一部を改正する条例

札幌医科大学医学部附属病院使用料条例(昭和二十五年北海道条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は医学」を「若しくは医学」に、「委託しよう」を「委託し、又は患者の家族等のための宿泊施設(以下「宿泊施設」という。)を利用しよう」に改める。

第三条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3 宿泊施設の利用に係る使用料の額は、一室一泊につき二千円とする。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六号

北海道職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特種勤務手当に関する条例(昭和三十一年北海道条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第一項第一号中「捕獲若しくは」の下に「犬若しくは猫の」を加える。

附則第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七号

北海道職員等の定数に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の定数に関する条例(昭和四十七年北海道条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第八号中 「九千八百四十七人」を「九千六百七十七人」に改め、同条第九号中 「二千七百八十八人」を「二千五百五十六人」に改め、同条第十一号中 「千七百三十八人」を「二千七百八十三人」に改め、同条第十一号中 「千五百三十九人」を「一千五百三十二人」に改め、同条第十一号中 「三千二百六十五十四人」を「三千二百六十八人」に改める。

「千七百三十八人」を「二千七百八十三人」に改め、同条第十一号中 「千五百三十九人」を「一千五百三十二人」に改め、同条第十一号中 「三千二百六十五十四人」を「三千二百六十八人」に改める。

「千七百三十八人」を「二千七百八十三人」に改め、同条第十一号中 「千五百三十九人」を「一千五百三十二人」に改め、同条第十一号中 「三千二百六十五十四人」を「三千二百六十八人」に改める。

「千七百三十八人」を「二千七百八十三人」に改め、同条第十一号中 「千五百三十九人」を「一千五百三十二人」に改め、同条第十一号中 「三千二百六十五十四人」を「三千二百六十八人」に改める。

「千七百三十八人」を「二千七百八十三人」に改め、同条第十一号中 「千五百三十九人」を「一千五百三十二人」に改め、同条第十一号中 「三千二百六十五十四人」を「三千二百六十八人」に改める。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道職員等の育児休業等に関する条例及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第八号

北海道職員等の育児休業等に関する条例及び北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正)

第一条 北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成四年北海道条例第三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「に基づき」の下に、「並びに育児休業法を実施するため」を加える。

第二条第三号を次のように改める。

三 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

第三条第一号中「をしている職員が」を「の承認が、」に、「又は出産」を「若しくは出産」に改め、「当該育児休業の承認が」を削り、「失った」を「失い、又は第五条第二号に掲げる事由に該当したことにより取り消された」に改め、「係る子」の下に「又は同号に規定する承認に係る子」を加え、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が、当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者(当該子の親であるものに限り)が三月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと(この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く)。

第五条中「育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができる」となつたことを「次に掲げる事由」に改め、同条に次の各号を加える。

一 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなつたとき。

二 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

第五条の二を第五条の三とし、第五条の次に次の一条を加える。

(任期付採用職員の任期の更新)

第五条の二 任命権者は、育児休業法第六条第三項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第二条 北海道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年北海道条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「二歳」を「三歳」に改める。

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、

公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第四百十三号。以下「改正法」という。)の規定による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第一百十号)第二条第一項の規定により育児休業をしたことのある職員(改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く)については、第一条の規定による改正後の北海道職員等の育児休業等に関する条例第三条に規定する特別の事情には、改正法附則第二条第二項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなつたことを含むものとする。

3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道条例第九号

北海道職員の公務員倫理に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の公務員倫理に関する条例(平成九年北海道条例第九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「を表示する証券若しくは」を削り、「転換社債券又は新株引受権付社債券」を「新株予約権証券又は新株予約権付社債券」に改める。

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第二百八十八号)附則第七条第一項の規定により従前の例によることとされる場合における新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券についての北海道職員の公務員倫理に関する条例の規定の適用については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道条例第十号

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年北海道条例第三号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中「職員」を「職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、」に、「保育」を「養育」に、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「のらない職員に限る」を「に

北海道知事 堀 達也

北海道知事 堀 達也

平成十四年三月二十九日 金曜日

二二

該当する場合における当該職員を除く」に改め、同条第二項中「職員」を「職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、」に、「保育」を「養育」に、「当該子の同居の親族」を「もの」に、「のない職員に限る」を「に該当する場合における当該職員を除く」に、「人事委員会規則で定める日から起算して一年を経過する日までの間において三百六十時間（職員が、勤務の制限を必要とする期間が一年に満たないため、一年に満たない期間について請求した場合においては、人事委員会規則で定める日から起算して当該請求に係る期間を経過する日までの間において当該請求に係る期間に応じて人事委員会規則で定める時間）」を「一月について二十四時間、一年について百五十時間」に改め、同条第三項中「前二項中「当該子」とあるのは「当該要介護者」と、「保育」とあり、及び「養育」とあるのは「」を「第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く）」が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く）」が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を」に改める。

第十六条第二項中「三月」を「六月」に改める。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第九条の二第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする請求から適用し、施行日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第十六条の規定は、この条例による改正前の北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第十八条の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、改正後の条例第十六条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「平成十四年四月一日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

4 改正前の条例第十八条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経

過していない職員の介護休暇の期間については、改正後の条例第十六条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

北海道財政調整基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第十一号

北海道財政調整基金条例の一部を改正する条例

北海道財政調整基金条例（昭和三十七年北海道条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（繰替運用）

第七条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道土地開発基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第十二号

北海道土地開発基金条例の一部を改正する条例

北海道土地開発基金条例（昭和四十四年北海道条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（繰替運用等）」に改め、同条中「運用する」を「運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用する」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第十三号

北海道税条例等の一部を改正する条例

(北海道税条例の一部改正)

第一条 北海道税条例(昭和二十五年北海道条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第八条 第一項第一号中「及び寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設の所在地」を「主たる事務所又は事業所の所在地が他の都府県の区域内である場合にあつては、札幌中央道税事務所の所管区域内の地」に改め、同項第二号中「所在地」の下に「(主たる事務所又は事業所の所在地が他の都府県の区域内である場合にあつては、札幌中央道税事務所の所管区域内の地)」を加え、同項第五号中「又は札幌南道税事務所の所管区域内である場合」を「若しくは札幌南道税事務所の所管区域内である場合又は他の都府県の区域内である場合」に改め、同項第十二号中「元売業者の事務所又は事業所の所在地が札幌北道税事務所の所在地が札幌北道税事務所若しくは札幌南道税事務所の所管区域内である場合又は他の都府県の区域内である場合」に改める。

第九条 第二項を削る。

第六十三条 第三項第二号、第六十七条の二第二号、第六十七条の三第二項第二号、第九十九条の二第七項第二号、第九十九条の三第三項第二号及び第九十九条の四第三項第二号中「種類」を「種別」に改める。

第一百三十三条 の表の第十八号の二中「許可」を「登録」に改める。

附則 第八条の三を次のように改める。

(自動車税の減免)

第八条 の三 知事は、当該年度の前年度において国又は道の補助を受けて、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者(当該補助の対象となつた期間において、その経営する一般乗合旅客自動車運送事業で経常利益を生じていない者に限る。)が、当該年度の自動車税の賦課期日において地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつてゐるものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして規則で定めるものを所有する場合においては、当該所有するバスについては、平成十四年度分及び平成十五年度分限り、規則で定めるところにより、自動車税を減免する。

2 前項の規定によつて減免を受けようとする者は、当該年度の自動車税の納期限前七日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 自動車の登録番号

三 その他知事が必要と認める事項

附則 第九条の二を附則第九条の二の二とし、附則第九条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税の減免)

第九条 の二 知事は、道の補助を受けて、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者(当該補助の対象となつた期間において、その経営する一般乗合旅客自動車運送事業で経常

利益を生じていない者に限る。)が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつてゐるものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして規則で定めるものを取得した場合においては、当該取得が平成十六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該自動車の取得に対しては、規則で定めるところにより、自動車取得税を減免する。

2 前項の規定によつて減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称

二 自動車の登録番号

三 その他知事が必要と認める事項

附則 第十二条第一項中「第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等(以下第四項まで)」を「第三十七条の十第三項に規定する株式等(以下この項及び次項において「株式等」という。))の譲渡(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次項及び第六項並びに次条第一項及び第二項において同じ。))をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。第三項及び第四項に改め、「を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」を削り、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」を「当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額」に、「この条」を「この項、次項及び第六項並びに次条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「当該株式等に係る譲渡所得等の基因となる株式等の譲渡」を「株式等の譲渡が証券取引法第二条第十四項に規定する証券取引所に上場されている株式その他これに類するものとして政令で定める株式(租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する上場等の日(以下この項において「上場等の日」という。))において同条第二項に規定する所有期間が三年を超えるものに限る。))の譲渡(上場等の日以後一年以内に行われる譲渡で)」に、「株式の譲渡」を「証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するものに限る。))に改め、同条第六項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年十二月三十一日」に、「上場株式等(以下この項において「上場株式等」を「上場特定株式等(以下この項において「上場特定株式等」に、「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除くものとし、租税特別措置法第三十七条の十第二項」を「同条第二項」に、「当該上場株式等」を「当該上場特定株式等」に、「長期所有上場株式等」を「長期所有上場特定株式等」に改める。

附則 第十二条の二第二項中「前条第一項」を「附則第十二条第一項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「附則第十二条第二項」に、「次条第一項」を「附則第十二条の二の二第一項」に改め、同条第三項中「規定は、」の下に「政令で定めるところにより」を加え、

平成十四年三月二十九日 金曜日

同条を附則第十二条の二の二とする。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

（上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る個人の道民税の課税の特例）

第十二条の二 道民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等（以下この項及び次項において「上場株式等」という。）の譲渡（これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）のうち同条第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡（次項の規定の適用を受けるものを除く。）による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する道民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第五項の規定により読み替えられた同条第八項第二号の規定により読み替えられた第二十五条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・六に相当する額とする。

2 平成十六年度から平成十八年度までの各年度分の個人の道民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第三十七条の十一第一項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合において、当該上場株式等が同条第二項に規定する長期所有上場株式等（以下この項において「長期所有上場株式等」という。）であるときは、当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該長期所有上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項及び第四項において「長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する道民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、長期所有上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第五項の規定により読み替えられた同条第八項第二号の規定により読み替えられた第二十五条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一に相当する額とする。

3 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道民税の納税通知書が送達される時まで）に提出されたもの及びその時までに提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を

含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

4 第二項の規定の適用を受ける長期所有上場株式等に係る譲渡所得等の金額については、前条第二項の規定は、適用しない。

5 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前条第八項の規定の適用については、同項第二号中「附則第十二条第一項」とあるのは、「附則第十二条第一項（附則第十二条の二第二項又は第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」とする。

(北海道税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 北海道税条例の一部を改正する条例（平成十一年北海道条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十四年十二月三十一日」に改める。

附
則

1 この条例は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中北海道税条例第八条第一項、第九条第二項、第六十三條第三項、第六十七條の二、第六十七條の三第二項、第九十九條の二第七項、第九十九條の三第三項、第九十九條の四第三項、第百三條及び附則第八條の三の改正規定並びに次項の規定
年四月一日

二 第一条中北海道税条例附則第九条の二を附則第九条の次に
 一条を加える改正規定並びに附則第三項及び第五項の規定 公布の日
 2 第一条の規定による改正前の北海道税条例附則第八条の三に規定する規則で定めるバス
 に対して課する平成十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）附則第九条の二の規定は、平成十三年四月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用する。

4 新条例附則第十二条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成十五年一月一日以後に行う租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百三十四号）第一条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡に係る個人の道民税について適用する。

5 北海道税条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の改正規定中「この項」を「次項まで」に、「被けん引車」を「被けん引自動車」に、「イ 総排気量が一リットル以下のもの」を「イ 総排気量が一リットル以下のもの

の又は電気を動力源とするもの」に改める。

附則第八条の三の次に一条を加える改正規定中「附則第九条の二第五項」を「附則第九条の二の二第五項」に改める。

附則第九条の二の改正規定中「附則第九条の二第五項」を「附則第九条の二の二第五項」に改める。

附則第一項第二号中「附則第九条の二第五項」を「附則第九条の二の二第五項」に改める。

附則第三項各号列記以外の部分中「の北海道税条例」の下に「(以下この項及び附則第五項において「平成十二年改正条例」という。)」を加え、同項に次のように加える。

六 新条例による当該年度分の自動車税の額が、平成十二年改正条例による当該年度分の自動車税の額と同一の額である自動車(以下この号及び附則第五項第六号において「基準自動車」という。)と、平成十二年改正条例第六十四条に規定する自動車の種類の欄に掲げる自動車の区分が同一の区分である自動車(新条例第六十四条第一項第二号イ及びロに掲げる自動車並びにこれらの自動車のうち同条第二項の規定の適用があるものに限り)であつて、第二号から前号までの規定をそれぞれ適用した場合における当該年度分の自動車税の額が、当該基準自動車について新条例附則第八条の四第一項、第三項、第五項又は第七項の規定によりそれぞれ読み替へて適用される新条例による当該年度分の自動車税の額から、当該基準自動車について同条第一項、第三項、第五項又は第七項の規定によりそれぞれ読み替へて適用される新条例による当該年度分の自動車税の額を控除した額

附則第五項に次のように加える。

六 基準自動車と、平成十二年改正条例第六十四条に規定する自動車の種類の欄に掲げる自動車の区分が同一の区分である自動車(新条例第六十四条第一項第二号イ及びロに掲げる自動車並びにこれらの自動車のうち同条第二項の規定の適用があるものに限り)であつて、第二号から前号までの規定をそれぞれ適用した場合における当該年度分の自動車税の額が、当該基準自動車について新条例附則第八条の四第一項、第二項、第五項又は第七項の規定によりそれぞれ読み替へて適用される新条例による当該年度分の自動車税の額に百分の九十二・五を乗じて得た額(その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)から、当該基準自動車について同条第一項、第三項、第五項又は第七項の規定によりそれぞれ読み替へて適用される新条例による当該年度分の自動車税の額に百分の九十二・五を乗じて得た額(その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)から、当該基準自動車について同条第一項、第三項、第五項又は第七項の規定

によりそれぞれ読み替へて適用される新条例による当該年度分の自動車税の額に百分の九十二・五を乗じて得た額(その額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を控除した額

北海道北方領土隣接地域振興等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第十四号

北海道北方領土隣接地域振興等基金条例の一部を改正する条例

北海道北方領土隣接地域振興等基金条例(昭和五十八年北海道条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替へて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第十五号

北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例

北海道市町村振興基金条例(昭和四十四年北海道条例第二号)の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替へて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道総合企画部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

金曜日

二六

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第十六号

北海道総合企画部手数料条例の一部を改正する条例

北海道総合企画部手数料条例（平成十二年北海道条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

六 北海道アウトドア活動振興条例（平成十三年北海道条例第五十五号）第二条第二号に規定するアウトドアガイドの知識及び技術についての試験の実施	アウトドアガイド試験手数料	イ 基礎分野に係る筆記試験 二、〇〇〇円 ロ 専門分野に係る筆記試験 二、〇〇〇円 ハ 専門分野に係る実技試験 八、〇〇〇円	願書提出のとき
---	---------------	---	---------

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道情報通信技術講習推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第十七号

北海道情報通信技術講習推進基金条例の一部を改正する条例

北海道情報通信技術講習推進基金条例（平成十二年北海道条例第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（繰替運用等）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

附則第二項中「平成十四年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条を第七条とし、第五条の次に一条を加える改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例及び北海道立ウタリ総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第十八号

北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例及び北海道立ウタリ総合センター条例の一部を改正する条例

（北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例の一部改正）

第一条 北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例（昭和五十七年北海道条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例

第一条及び第二条第一項第一号中「ウタリ」を「アイヌ」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

（貸付期間）

第三条の二 修学資金の貸付期間は、その貸付を受ける者の在学する大学等の正規の修業年限以内とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、貸付期間を延長することができる。

（北海道立ウタリ総合センター条例の一部改正）

第二条 北海道立ウタリ総合センター条例（平成三年北海道条例第十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立アイヌ総合センター条例

第一条中「北海道立ウタリ総合センター」を「北海道立アイヌ総合センター」に、「ウタリ総合センター」を「アイヌ総合センター」に改める。

第二条中「ウタリ総合センターの」を「アイヌ総合センターの」に改め、同条の表中「北海道立ウタリ総合センター」を「北海道立アイヌ総合センター」に改める。

第三条及び第四条中「ウタリ総合センター」を「アイヌ総合センター」に改める。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第一条中北海道ウタリ子弟大学等修学資金等貸付条例第三条の次に一条を加える改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道条例第十九号

北海道知事 堀 達也

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成十二年北海道条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表八の項の次に次のように加える。

八の二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第二項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者（同項第三号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料	三六、九〇〇円	登録申請のとき
---	----------------------	---------	---------

別表九の項中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同表十の項中「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同項の次に次のように加える。

十の二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第二項の規定に基づく建築物排水管清掃業者（同項第六号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	建築物排水管清掃業者登録手数料	三六、九〇〇円	登録申請のとき
--	-----------------	---------	---------

別表十一の項中「同項第五号」を「同項第七号」に改め、同表十二の項中「建築物環境衛生一般管理業者（同項第六号）」を「建築物環境衛生総合管理業者（同項第八号）」に、「建築物環境衛生一般管理業者登録手数料」を「建築物環境衛生総合管理業者登録手数料」に改める。別表に次のように加える。

三十四 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第十二条第一項の規定に基づく第一種フロン類	第一種フロン類回収業者登録更新申請手数料	五、一五〇円	登録更新申請のとき
--	----------------------	--------	-----------

回収業者の登録の更新の申請に対する審査				登録申請のとき
三十五 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第二十五条第一項の規定に基づく第二種特定製品引取業者の登録の申請に対する審査	第二種特定製品引取業者登録申請手数料	五、一五〇円		登録申請のとき
三十六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第二十八条において準用する同法第十二条第一項の規定に基づく第二種特定製品引取業者の登録の申請に対する審査	第二種特定製品引取業者登録更新申請手数料	五、一五〇円		登録更新申請のとき
三十七 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第二十九条第一項の規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査	第二種フロン類回収業者登録申請手数料	五、一五〇円		登録申請のとき
三十八 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第三十三条第一項において準用する同法第十二条第一項の規定に基づく第二種フロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第二種フロン類回収業者登録更新申請手数料	五、一五〇円		登録更新申請のとき

平成十四年三月二十九日 金曜日

二八

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第二十号

北海道保健福祉部手数料条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部手数料条例（平成十二年北海道条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表三十七の項中「第一条第一項」を「第五条第一項」に、「免許証の訂正」を「免許証の書換え交付」に、「栄養士免許証訂正手数料」を「栄養士免許証書換え交付手数料」に、「訂正申請」を「書換え交付申請」に改め、同表三十八の項中「第一条第二項」を「第六条第一項」に改め、同表四十三の項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改め、同表四十四の項中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

四十四の二 温泉法第十五条第一項の規定に基づく温泉成分分析を行う者の登録の申請に対する審査料	登録分析機関登録申請手数料	五〇、〇〇〇円	登録申請のとき
--	---------------	---------	---------

別表百四十九の項の次に次のように加える。

百四十九の二 薬事法第二十八條第二項の規定に基づく薬種商販売業に係る試験の実施	薬種商販売業試験手数料	二〇、〇〇〇円	願書提出のとき
---	-------------	---------	---------

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第二十一号

保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 北海道職員の給与に関する条例（昭和二十七年北海道条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五ハの備考中「栄養師、管理栄養士、検査師、薬剤師、物理療法士、理学療法士」を「栄養師、助産師、看護師、准看護師」に改める。

（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第二条 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年北海道条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号を次のように改める。

四 看護師等養成指導手当

第十四条の五の見出しを「（看護師等養成指導手当）」に改め、同条第一項中「看護婦等養成指導手当」を「看護師等養成指導手当」に、「看護婦等の」を「看護師等の」に改める。

第二十五条の二第一項第一号中「助産婦、看護婦、看護士、准看護婦、准看護士」を「助産師、看護師、准看護師」に改め、同項第三号中「看護婦、看護士、准看護婦又は准看護士」を「看護師又は准看護師」に改める。

第二十五条の三中「保健婦又は助産婦」を「保健師又は助産師」に改める。

第三十条第一項第三号を次のように改める。

三 看護師等養成指導手当

（北海道保健福祉部手数料条例の一部改正）

第三条 北海道保健福祉部手数料条例（平成十二年北海道条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表五十二の項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦又は准看護士」を「准看護師」に改め、同表五十三の項及び五十四の項中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「准看護婦免許証又は准看護士免許証」を「准看護師免許証」に改め、同表五十五の項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦試験又は准看護士試験」を「准看護師試験」に、「准看護婦又は准看護士」を「准看護師」に改め、同表五十六の項中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦試験合格証明書又は准看護士試験合格証明書」を「准看護師試験合格証明書」に改め、同表五十七の項中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「助産婦名簿の」を「助産師名簿の」に、「助産婦名簿簿本交付手数料」を「助産師名簿簿本交付手数料」に改め、同表五十八の項及び五十九の項中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に改める。

（北海道准看護婦試験委員条例の一部改正）

第四条 北海道准看護婦試験委員条例（昭和二十八年北海道条例第百十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道准看護師試験委員条例

第一条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「准看護婦試験委員」を「准看護師試験委員」に改める。

(北海道立衛生学院条例の一部改正)

第五条 北海道立衛生学院条例(昭和三十六年北海道条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦、助産婦及び看護婦」を「保健師、助産師及び看護師」に改める。

(北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例の一部改正)

第六条 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例(昭和三十六年北海道条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保健婦、助産婦又は看護婦」を「保健師、助産師又は看護師」に改め、「(保健士及び看護士を含む。以下同じ。)」を削る。

第二条第一号中「保健婦として」を「保健師として」に改め、同条第二号中「助産婦として」を「助産師として」に、「助産婦特定施設」を「助産師特定施設」に改め、同条第三号中「看護婦として」を「看護師として」に、「看護婦特定施設」を「看護師特定施設」に改め、同条第四号中「保健婦」を「保健師」に、「看護婦として」を「看護師として」に、「看護婦特定施設」を「看護師特定施設」に改め、同条第五号中「看護婦」を「看護師」に改める。

第二条の二中「看護婦として」を「看護師として」に、「看護婦特定施設」を「看護師特定施設」に、「看護婦の」を「看護師の」に改める。

第七条第一項第一号中「保健婦として」を「保健師として」に改め、同項第二号中「助産婦として」を「助産師として」に、「助産婦特定施設」を「助産師特定施設」に改め、同項第三号中「看護婦として」を「看護師として」に、「看護婦特定施設」を「看護師特定施設」に改め、同項第四号中「保健婦助産婦養成機関」を「保健師助産師養成機関」に、「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦学校、保健婦養成所、助産婦学校又は助産婦養成所」を「保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所」に、「保健婦として」を「保健師として」に、「助産婦として」を「助産師として」に、「助産婦特定施設」を「助産師特定施設」に改め、同項第五号及び第六号中「看護婦」を「看護師」に改め、同条第三項中「保健婦、助産婦又は看護婦」を「保健師、助産師又は看護師」に改める。

第七条の二第二項中「看護婦として」を「看護師として」に、「看護婦特定施設」を「看護師特定施設」に改める。

第八条第一項第一号中「保健婦の」を「保健師の」に改め、同項第二号中「助産婦特定施設」を「助産師特定施設」に、「助産婦の」を「助産師の」に改め、同項第三号中「看護

婦特定施設」を「看護師特定施設」に、「看護婦の」を「看護師の」に、「保健婦助産婦養成機関」を「保健師助産師養成機関」に改め、同項第四号中「保健婦」を「保健師」に、「看護婦特定施設」を「看護師特定施設」に、「看護婦の」を「看護師の」に改め、同項第五号中「看護婦」を「看護師」に改め、同条第二項第二号中「看護婦」を「看護師」に改め、同項第三号中「保健婦」を「保健師」に、「助産婦特定施設」を「助産師特定施設」に、「助産婦又は」を「助産師又は」に、「看護婦特定施設」を「看護師特定施設」に、「看護婦として」を「看護師として」に改め、同項第四号中「看護婦」を「看護師」に改める。

第八条の二第三号中「看護婦特定施設」を「看護師特定施設」に、「看護婦の」を「看護師の」に改め、同条第四号中「看護婦特定施設」を「看護師特定施設」に、「看護婦として」に改める。

(北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正)

第七条 北海道看護職員養成修学資金貸付条例(昭和三十八年北海道条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保健婦、助産婦、看護婦、看護婦又は准看護婦(保健士、看護士及び准看護士を含む。)」を「保健師、助産師、看護師又は准看護師(」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「保健婦修学資金、助産婦修学資金、看護婦修学資金、准看護婦修学資金」を「保健師修学資金、助産師修学資金、看護師修学資金、准看護師修学資金」に改め、同条第一号中「保健婦修学資金」を「保健師修学資金」に、「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦養成所」を「保健師養成所」に改め、同条第二号中「助産婦修学資金」を「助産師修学資金」に、「助産婦養成所」を「助産師養成所」に改め、同条第三号中「看護婦修学資金」を「看護師修学資金」に、「看護婦養成所」を「看護師養成所」に改め、同条第四号中「准看護婦修学資金」を「准看護師修学資金」に、「准看護婦養成所」を「准看護師養成所」に改め、同条第五号中「看護婦」を「看護師」に改め、「(看護士を含む。)」を削る。

第三条第一項第一号中「保健婦修学資金、助産婦修学資金及び看護婦修学資金」を「保健師修学資金、助産師修学資金及び看護師修学資金」に改め、同項第二号中「准看護婦修学資金」を「准看護師修学資金」に改める。

(北海道立看護学院条例の一部改正)

第八条 北海道立看護学院条例(昭和四十五年北海道条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「保健婦、助産婦及び看護婦」を「保健師、助産師及び看護師」に改める。

(北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例の一部改正)

第九条 北海道職員看護婦養成修学資金の償還の免除に関する条例(昭和四十六年北海道条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

平成十四年三月二十九日 金曜日

三〇

題名を次のように改める。

北海道職員看護師養成修学資金の償還の免除に関する条例

第一条中「准看護婦たる」を「准看護師である」に、「看護婦養成機関」を「看護師養成機関」に、「保健婦助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護師法」に、「看護婦学校又は看護婦養成所」を「看護師学校又は看護師養成所」に改める。

第二条中「看護婦養成機関」を「看護師養成機関」に、「看護婦となった」を「看護師となった」に、「看護婦」を「看護師」に改める。

第三条第一号及び第四条中「看護婦」を「看護師」に改める。

(北海道学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第十条 北海道学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年北海道条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「看護婦たる」を「看護師である」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第二十二号

北海道立衛生学院条例の一部を改正する条例

北海道立衛生学院条例(昭和三十六年北海道条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(学科)

第三条 学院に次の学科を置く。

一 地域看護学科

二 助産学科

三 看護学科

四 歯科衛生学科

五 臨床検査学科

第六条第二項中「三千三百三十円」を「三千三百九十円」に改める。

附則第三項中「第六条第三項」を「第六条第四項」に改める。

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例(昭和三十六年北海道条例第八十四

号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条第三号及び第四号を除く。)中「保健婦科」を「地域看護学科」に、「助産婦科」を「助産学科」に、「看護婦科」を「看護学科」に、「看護学科」を「医大看護学科」に改める。

第二条第三号中「看護婦科(以下「看護婦科」を「看護学科(以下次号を除き「看護学科」に、「保健婦科」を「地域看護学科」に、「助産婦科」を「助産学科」に改め、同条第四号中「看護学科」を「医大看護学科」に改める。

3 北海道看護職員養成修学資金貸付条例(昭和三十八年北海道条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「保健婦科、助産婦科及び看護婦科」を「地域看護学科、助産学科及び看護学科」に改める。

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第二十三号

北海道立看護学院条例の一部を改正する条例

北海道立看護学院条例(昭和四十五年北海道条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の見出しを「(学科)」に改め、同条第一項中「看護婦科」を「看護学科」に改め、同条第二項中「保健婦科及び助産婦科」を「地域看護学科及び助産学科」に改める。

第三条第二項中「三千三百三十円」を「三千三百九十円」に改める。

附則第二項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第二十四号

北海道福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例

北海道福祉のまちづくり条例(平成九年北海道条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

前文のうち第二項中「交通機関」の下に「、情報」を加える。

第三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 道は、道政に関する情報の提供を行うに当たっては、障害者、高齢者等が当該情報を円滑に利用できるよう、情報伝達手段の充実に努めるものとする。
第十一条の次に次の一条を加える。

(情報の利用等)

第十一条の二 道は、障害者、高齢者等が情報を円滑に利用し、及びその意思を表示することに資するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第二十五号

北海道介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

北海道介護保険財政安定化基金条例（平成十二年北海道条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（繰替運用等）」に改め、同条中「歳計現金」の下に「に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入」を加える。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道立女性相談援助センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第二十六号

北海道立女性相談援助センター条例の一部を改正する条例

北海道立女性相談援助センター条例（平成七年北海道条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

3 女性相談援助センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項の規定に基づく配偶者暴力相談支援センターとする。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道苫小牧東部地域開発減債基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第二十七号

北海道苫小牧東部地域開発減債基金条例の一部を改正する条例

北海道苫小牧東部地域開発減債基金条例（平成十一年北海道条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

(繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道労働審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第二十八号

北海道労働審議会条例の一部を改正する条例

北海道労働審議会条例（昭和二十八年北海道条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第一条に次の一項を加える。

2 審議会は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十一条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関とする。

第五条第一項中「及び石炭鉱業離職者対策部会」を「、石炭鉱業離職者対策部会及び職業能力開発部会」に改める。

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 北海道職業能力開発審議会条例（昭和三十四年北海道条例第四十二号）は、廃止する。

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第二十九号

北海道立高等技術専門学院条例の一部を改正する条例

平成十四年三月二十九日 金曜日

北海道立高等技術専門学院条例（昭和四十四年北海道条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

（訓練課程）

第三条 学院において行う普通職業訓練の訓練課程は、普通課程及び短期課程とする。

（入学検定料、入学料及び授業料）

第四条 学院においては、普通課程に入学しようとする者から入学検定料を、普通課程の入学料から入学料を、普通課程の学生から授業料を徴収する。

2 入学検定料、入学料及び授業料の額は、次のとおりとする。

一 入学検定料 二千二百円

二 入学料 五千六百五十円

三 授業料 年額 十一万六千六百円

3 入学検定料及び入学料は、北海道収入証紙で納めなければならない。

（授業料の減免）

第五条 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料を減免することができる。

附則

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道立高等技術専門学院条例第四条の規定中入学料及び授業料に関する部分は、この条例の施行の日以後に北海道立高等技術専門学院に入学する者について適用し、同条の規定中入学検定料に関する部分は、同日以後に実施する入学検定を受ける者について適用する。

北海道地方競馬事業経営安定基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第三十号

北海道地方競馬事業経営安定基金条例の一部を改正する条例

北海道地方競馬事業経営安定基金条例（平成二年北海道条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第六条の見出しを「（繰替運用等）」に改め、同条中「運用する」を「運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用する」に改める。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第三十一号

北海道水産林務部手数料条例の一部を改正する条例

北海道水産林務部手数料条例（平成十二年北海道条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表十一の項中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同表十二の項中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同表十三の項中「第十一条の二」を「第十三条」に改め、同表十四の項中「第十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同表十五の項中「第十八条」を「第二十一条」に改め、同表二十二の項を次のように改める。

二十一 削除

別表二十三の項中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第二条第三項（同令第三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく」を「小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十三年政令第三百八十三号）附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる」に改め、同表二十四の項中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第三条第一項の規定に基づく」を「小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる船舶の種類等の変更に係る」に改め、同表二十五の項中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第四条第一項又は第五条第一項の規定に基づく」を「小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる船舶の所有者等の変更に係る」に改め、同表二十六の項中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第五条第四項の規定に基づく」を「小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる」に改め、同表二十八の項中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第七条の二第一項の規定に基づく」を「小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる」に改め、同表二十九の項中「小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する政令第八条の三の規定に基づく」を「小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第二条第一項の規定により従前の例によることとされる」に改め、同表三十の項を次のように改める。

三十 小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和二十八年政令第二百五十九号）第一条第一項又は第三項の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度（実測を伴わないものを除く。）

料
小型漁船総トン数測度手数料

イ 総トン数三トン未満の漁船の測度 一隻につき一四、〇〇〇円	測度申請のとき
ロ 総トン数三トン以上五トン未満の漁船の測度	
(1) 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合 一隻につき一九、〇〇〇円	
(2) その他の場合 一隻につき一四、〇〇〇円	
ハ 総トン数五トン以上の漁船の測度	
(1) 全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合 一隻につき三七、〇〇〇円	
(2) その他の場合 一隻につき二六、〇〇〇円	

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

漁港法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道条例第三十二号

漁港法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（北海道漁港管理条例の一部改正）

第一条 北海道漁港管理条例（昭和三十三年北海道条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

第十九条第一項中「漁港修築事業」を「特定漁港漁場整備事業」に改める。

（北海道漁港土砂採取料等徴収条例の一部改正）

第二条 北海道漁港土砂採取料等徴収条例（平成十二年北海道条例第二十二号）の一部を次

のように改正する。

第一条中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「第三十九条の三第一項」を「第三十九条の五第一項」に改める。

第二条中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に改める。

（北海道沿岸水域の工事取締条例の一部改正）

第三条 北海道沿岸水域の工事取締条例（昭和二十四年北海道条例第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定による港湾区域」を「に規定する港湾区域」に、「規定による水域」を「規定により公告された水域」に、「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「第五条第一項の規定による漁港」を「第六条第一項から第四項までの規定により指定された漁港の区域内」に、「知事が指定し公示した」を「公示された」に、「規定による海岸保全区域」を「規定により指定された海岸保全区域内」に改める。

（北海道海域使用料等徴収条例の一部改正）

第四条 北海道海域使用料等徴収条例（平成十二年北海道条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「漁港法」を「漁港漁場整備法」に、「第五条第一項」を「第六条第一項から第四項まで」に、「区域」を「漁港の区域内の水域」に改める。

附 則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道美しい景観のくにつくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道条例第三十三号

北海道美しい景観のくにつくり条例の一部を改正する条例

北海道美しい景観のくにつくり条例（平成十三年北海道条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項第二号中「この条例」の下に「又は北海道屋外広告物条例（昭和二十五年北海道条例第七十号）」を加える。

附 則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 北海道屋外広告物条例（昭和二十五年北海道条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第十五条の前の見出しを削り、同条及び第十六条を次のように改める。

第十五条及び第十六条 削除

平成十四年三月二十九日

金曜日

三四

第十六条の二を削る。

第十七条に見出しとして「(諮問)」を付し、同条中「審議会」を「北海道美しい景観のくにつくり審議会」に改め、同条ただし書を削る。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第三十四号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例(昭和五十年北海道条例第二十号)の一部を次のように改正する。
第十四条中「公共団体又は」を「普通地方公共団体が出資している法人で地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百七十三条の三に定めるもの又は公共団体若しくは」に改める。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道立寒地住宅都市研究所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第三十五号

北海道立寒地住宅都市研究所条例の一部を改正する条例

北海道立寒地住宅都市研究所条例(昭和三十年北海道条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立北方建築総合研究所条例

第一条から第三条までを次のように改める。

(設置)

第一条 北方地域における建築及びまちづくりに関する総合的な研究、調査等を行い、道民生活の向上に寄与するため、北海道立北方建築総合研究所(以下「研究所」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第二条 研究所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
北海道立北方建築総合研究所		旭川市	

(事業)

第三条 研究所は、次の事業を行う。

- 一 建築及びまちづくりに関する研究及び調査
 - 二 建築及びまちづくりに関する研究及び調査の成果の普及
 - 三 建築及びまちづくりに関する支援
 - 四 建築及びまちづくりに関する依頼による試験、調査及び指導
 - 五 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六十八条の二十六第三項に規定する構造方法等の認定のための審査に必要な評価(以下「性能評価」という。)
 - 六 その他設置の目的を達成するために必要な事業
- 第四条第二項第一号中「四千七百七十円以上四万六千四百八十円」を「千七百円以上三万七千六百円」に改め、同項第二号中「一時間又は一回」を「一日」に、「四百九十円以上六千十円」を「五百二十円以上十一万二千五百円」に改める。
- 第五条を次のように改める。

(手数料)

第五条 研究所に建築若しくはまちづくりに関する試験、調査、指導若しくは性能評価を依頼する者又は成績書若しくは性能評価書の謄本の交付を受けようとする者は、手数料を納めなければならない。

2 手数料の額は、次のとおりとする。

- 一 強度又は耐久に関する試験 一件につき四千円以上三十一万六千九百円以下
- 二 耐火又は防火に関する試験 一件につき三万八千八百円以上百三十二万四千七百円以下
- 三 熱又は湿気に関する試験 一件につき一万四千三百円以上三十六万三千三百円以下
- 四 動風圧に関する試験 一件につき三万三千百円以上二十三万五千四百円以下
- 五 音響に関する試験 一件につき十萬千円以上十四萬三千三百円以下
- 六 前各号に該当しない試験 実費を基準として知事の定める額
- 七 調査又は指導 実費を基準として知事の定める額
- 八 性能評価 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)別表第二に規定する額
- 九 成績書又は性能評価書の謄本 一通につき六百円

附則

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
 - 2 北海道職員の特種勤務手当に関する条例(昭和三十一年北海道条例第六十六号)の一部を次のように改正する。
- 第五条中「寒地住宅都市研究所」を「北方建築総合研究所」に改める。

北海道営工業用水道料金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

金曜日

三六

第二条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする請求から適用し、施行日前にした請求による時間外勤務の制限については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第十六条（市町村立勤務時間条例第二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定は、この条例による改正前の北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第十八条（市町村立勤務時間条例第二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により介護休暇の承認を受けた学校職員（市町村立勤務時間条例の適用を受ける学校職員を含む。以下同じ。）で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間にある学校職員に限る。）についても適用する。この場合において、改正後の条例第十六条第二項中「継続する六月の期間内」とあるのは、「平成十四年四月一日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

4 改正前の条例第十八条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過していない学校職員の介護休暇の期間については、改正後の条例第十六条第二項中「継続する六月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

北海道美術品取得基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第三十九号

北海道美術品取得基金条例の一部を改正する条例

北海道美術品取得基金条例（平成五年北海道条例第六号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（繰替運用等）

第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道条例第四十号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成十二年北海道条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十四の項中「第八十九条」を「第八十九条第一項」に改め、同項のイ及びロを次のように改める。

イ 特定第一種運転免許（普通自動車免許、小型特殊自動車免許及び原動機付自転車免許以外の第一種運転免許をいう。六十一の項、六十三の項及び別表第二において同じ。）又は第二種運転免許（大型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許を除く。）に係る試験の実施

(1) 道路交通法第九十七条の二第一項の適用を受ける場合 二、〇五〇円

(2) 同項の適用を受けない場合 三、三〇〇円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四、四〇〇円）

ロ 普通自動車免許に係る試験の実施

(1) 同法第九十七条の二第一項第一号又は第二号に

該当して同項の適用を受

北海道知事 堀 達也

ける場合 二、一〇〇円

(2) 同項第三号に該当して同項の適用を受ける場合 二、〇五〇円

(3) 同項の適用を受けない場合 二、四〇〇円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三、四〇〇円）

別表第一の五十四の項のニを次のように改める。

ニ 大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の実施

(1) 同項の適用を受ける場合 二、一〇〇円

(2) 同項の適用を受けない場合 四、四五〇円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、六、六五〇円）

別表第一の五十四の項のニの次に次のように加える。

ホ 仮運転免許に係る試験の実施

(1) 同法第九十七条の二第一項第二号に該当して同項の適用を受ける場合 二、〇五〇円

(2) 同項第四号に該当して同項の適用を受ける場合 一、七〇〇円

(3) 同項の適用を受けない場合 三、三〇〇円（同法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四、四〇〇円）

別表第一の五十四の項の次に次のように加える。

五十四の二 道路交通法第八十九条第二項の規定に基づく検査の実施	検査手数料	イ 大型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 二、五五〇円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、三、六五〇円） ロ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 四、三〇〇円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、五、三〇〇円）	検査申請のとき
---------------------------------	-------	--	---------

別表第一の五十五の項中「行われる」を「行う」に、「その試験を行う者」を「公安委員会」に、「二、九五〇円」を「三、〇〇〇円」に改める。

別表第一の五十八の項の次に次のように加える。

五十八の二 道路交通法第一百一条の二の二第一項の規定に基づく免許証の更新に係る経由	経由手数料	六〇〇円	更新申請のとき
---	-------	------	---------

別表第一の五十九の項中「限定解除審査をその審査を行う者」を「公安委員会」に、「二、

平成十四年三月二十九日 金曜日

七五〇円」を「一、八〇〇円」に改める。

別表第一の六十一の項第三欄を次のように改める。

イ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 一四、七五〇円
ロ 普通自動車免許に係る技能検定員審査 二〇、五〇〇円
ハ 大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（別表第二において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。） 二、〇五〇円

別表第一の六十三の項第三欄を次のように改める。

イ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 九、八五〇円
ロ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 一二、一五〇円
ハ 大型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（別表

第二において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。） 一、五五〇円

別表第一の六十三の項の次に次のように加える。

六十三の二 道路交通法第百四条の四第六項の規定に基づく運転経歴証明書の交付	運転経歴証明書 書交付手数料	一、〇〇〇円	交付申請のとき
---------------------------------------	-------------------	--------	---------

別表第一の六十五の項のヌを削り、同項のリを同項のヌとし、同項のチの次に次のように加える。

リ 同項第八号の二に掲げる講習 講習一時間につき三、四〇〇円

別表第一の六十五の項のルを次のように改める。

ル 同項第十一号に掲げる講習

- (1) 同法第九十二条の二第二項の表備考一の2に規定する優良運転者に対する講習 七〇〇円
 - (2) 同表備考一の3に規定する一般運転者に対する講習 一、〇五〇円
 - (3) 同表備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習 一、七〇〇円
- （国家公安委員会規則で定める道路交通法施行令（昭和三十五政令第二百七十号）第三十三条の七第二項の基準に該当し

ない者に対する講習に
あつては、一、〇五〇円）

別表第一の六十五の項のヲ中「同令」を「道路交通法施行規則（昭和二十五年総理府令第六十号）」に改め、同項のヲを同項のワとし、同項のルの次に次のように加える。

ヲ 同法第百八条の二第一項

第十二号に掲げる講習

- (1) 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 講習一時間につき二、〇五〇円
- (2) 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 講習一時間につき一、五〇〇円

別表第一の六十八の項を次のように改める。

六十八 道路交通法施行令第三十七条の六第二号に規定する講習	特定任意講習手数料	講習一時間につき八五〇円	受講申込みのとき
-------------------------------	-----------	--------------	----------

別表第一の六十八の項の次に次のように加える。

六十八の二 道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号に規定する講習	特定任意高齢者講習手数料	講習一時間につき二、〇五〇円（当該講習が加齢に伴つて生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対するものである場合にあつては、一、四〇〇円）	受講申込みのとき
六十八の三 道路交通法第百八条の二第二項の規定による講習であつて、加齢に伴つて生ずる身体の	チャレンジ講習手数料	二、七五〇円	受講申込みのとき

機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしているものと認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行うためのもの

六十八の四 道路交通法第百八条の二第二項の規定による講習であつて、積雪又は凍結のある道路において運転するために必要な技能及び知識を習熟させるためのもの	夏期冬道安全運転講習手数料	一、七〇〇円（公安委員会が当該講習を道路交通法第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所における自動車の運転に関する技能の教習と認める場合にあつては、九〇〇円）	受講申込みのとき
---	---------------	--	----------

別表第一に次のように加える。

七十二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料	一六、〇〇〇円	認定申請のとき
七十三 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第五条第五項の規定に基づく認定証の再交付	認定証再交付手数料	一、九〇〇円	再交付申請のとき
七十四 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第八条第三項の規定に基づく認定証の書換え	認定証書換え手数料	二、一〇〇円	書換え申請のとき

別表第二の一の表一の項から六の項までを次のように改める。

一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	一、四五〇円
-----------------------	---------------------	--------

平成十四年三月二十九日

金 曜 日

四〇

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	普通自動車免許に係る技能検定員審査	三、九五〇円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	四、七五〇円
三 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二、四五〇円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	六、七五〇円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	八、二五〇円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二、二〇〇円
五 技能検定の実施に関する知識	普通自動車免許に係る技能検定員審査	一、九〇〇円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二、一〇〇円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	普通自動車免許に係る技能検定員審査	一、九五〇円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	二、〇五〇円
七 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一	普通自動車免許に係る技能検定員審査	二、〇〇〇円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	三、三〇〇円

別表第二の一の表六の項の次に次のように加える。

項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識		
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	一、四五〇円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	四、一〇〇円
二 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	四、九〇〇円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	一、三五〇円
三 学科教習に必要な教習の技能	普通自動車免許に係る教習指導員審査	一、三五〇円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	二、〇五〇円
四 道路交通法第百八条の二十八第四項に規定する教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	一、二五〇円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	一、三〇〇円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	普通自動車免許に係る教習指導員審査	一、二五〇円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	一、三〇〇円
六 教習指導員として必要な教育	普通自動車免許に係る教習指導員審査	一、二五〇円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	一、二〇〇円

別表第二の一の表備考一中「普通自動車に」を「特定第一種運転免許に」に、「九百五十円」を「千五百十円」に、「普通自動車以外の自動車」を「普通自動車免許」に、「千五百十円」を「九百五十円」を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については「千五百十円」に改め、同表備考二中「普通自動車に」を「特定第一種運転免許に」に、「三百円」を「三百五十円」に、「普通自動車以外の自動車」を「普通自動車免許」に、「三百五十円」を「三百円」に改める。

別表第二の二の表一の項から六の項までを次のように改める。

についての知識

習指導員審査	
普通自動車免許に係る教習指導員審査	一、二〇〇円

別表第二の二の表六の項の次に次のように加える。

七 道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	二、八五〇円
--	-----------------------	--------

別表第二の二の表備考一中「普通自動車に」を「特定第一種運転免許に」に、「九百円」を「千二百円」に、「普通自動車以外の自動車」を「普通自動車免許」に、「千二百円」を「九百円」を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については「千二百円」に改め、同表備考二中「普通自動車に」を「特定第一種運転免許に」に、「百円」を「五十円」に、「普通自動車以外の自動車」を「普通自動車免許」に、「五十円」を「百円」に改める。

附則

この条例は、平成十四年六月一日から施行する。ただし、別表第一に六十八の四の項を加える改正規定は平成十四年四月一日から、同表六十一の項及び六十三の項の改正規定並びに別表第二の二の表及び二の表の改正規定は同年五月一日から施行する。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第四十一号

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和二十九年北海道条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

四一三	四二五八
七一六	七三六八
五、二八四	五、四三四八
二、七六一	二、八三九八

に改める。

附則第四項を次のように改める。

九、一七四	九、四三四八
一、三六三	一、三六三八
一〇、五三七	一〇、七九七八

4 第二条第一項の表中

四二五八	二、八三九八
七三六八	五、四三四八
九、四三四八	一、三六三八
一、三六三八	一〇、七九七八

とあるのは、平成十九年三月三十

一日までの間は、

四二八八	二、八六一八
七四一八	九、五〇四八
五、四七四八	一、三六三八
一〇、八六七八	一〇、八六七八

とする。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第四十二号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条

号外第5号

北海道公報

例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和四十年北海道条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十二条とする。

第十条の見出しを削り、同条中「第二条から前条まで」を「第二条第一項第一号若しくは第二項、第三条から第五条まで又は第七条から第九条まで」に改め、同条を第十一条とし、第九条の次に次の一条を加える。

（罰則）

第十条 第二条第一項第二号又は第六条の規定のいずれかに違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 常習として、第二条第一項第二号又は第六条の規定のいずれかに違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

附則

1 この条例は、平成十四年四月十五日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北海道有林野事業特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。

平成十四年三月二十九日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第四十三号

北海道有林野事業特別会計条例を廃止する条例

北海道有林野事業特別会計条例（平成九年北海道条例第一号）は、廃止する。

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 北海道有林野事業特別会計の平成十三年度の収入及び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。